



(第4次)

菊池市

男女共同
参画計画

2022→2026年度
(R4) (R8)



2022(令和4年) 3月
熊本県 菊池市

はじめに



菊池市では、平成17年に「菊池市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、これまで3次にわたって「菊池市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関する取組を進めてまいりました。その結果、本年度実施した市民意識調査では、「性別による固定的役割分担意識」について、同感しない人の割合が過去の調査と比べ最大値となるなど、取組の成果が現れてきました。しかしその一方で、政治・政策決定の場や社会通念・慣習の場では男性が優遇されているという意識が高いことや依然として家庭生活の中で家事・育児・介護などについて主に女性が担っている現状があり、政策・方針決定過程への女性参画や男性の家事・育児への参画など、まだ多くの課題が残されています。

さらに新型コロナウイルス感染症拡大を受け、私たちの暮らしは一変しました。テレワークやオンライン活用が一気に進み、多様で柔軟な働き方へ新たな可能性がもたらされました。また、家庭で過ごす時間が増え男性も家事や育児、介護に向き合う契機ともなりました。しかしその反面、DV相談件数の増加や非正規雇用労働者の雇用情勢の悪化など特に女性に対して深刻な影響を与えています。その根底には日頃からの男女共同参画の遅れが指摘されており、幅広い政策分野でジェンダーの視点を取り込んでいくことが不可欠となっています。

今回このような状況を踏まえ、今後5年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「(第4次)菊池市男女共同参画計画」を策定しました。基本目標である「男女がともに輝き、支えあう持続可能な社会の実現」に向けて、市民・地域・企業・関係団体などの皆様とともに、着実に取組を進めて参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い致します。

終わりに、本計画策定にあたり熱心にご審議いただいた菊池市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査を通してご協力いただいた市民の皆様並びに関係者の方々に、心より厚くお礼申し上げます。

2022(令和4)年3月

菊池市長 **江頭 実**

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 本計画のSDGs達成に関する位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 近年の男女共同参画の動向	4
(1) 国の動向	4
(2) 熊本県の動向	5
第2章 菊池市の男女共同参画の現状	6
1 統計からみる現状	6
(1) 人口の状況	6
(2) 合計特殊出生率	7
(3) 女性の雇用率	7
(4) 女性の労働力率（M字カーブ）	8
2 男女共同参画計画に掲げる指標の実績推移	9
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 計画の基本目標	10
2 基本理念	11
3 重点目標	12
4 計画の体系	13
第4章 計画の内容	15
重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大	15
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	20
(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進	21
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための支援	22
(4) 農林業における男女共同参画の推進	25
(5) 地域における男女共同参画の推進	25
重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	27
(1) あらゆる暴力の根絶	30
(2) 生涯を通じた女性等の暮らしや健康の支援	33
(3) 男女共同参画の視点からの防災の推進	36

重点目標 3	男女共同参画社会実現のための意識改革	37
(1)	男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	41
(2)	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	42
重点目標 4	推進体制の充実	45
(1)	市の推進体制の強化	45
(2)	国・県・市民・各種団体等との連携	47
参考資料	48
1	用語解説	48
2	男女共同参画社会基本法	51
3	熊本県男女共同参画推進条例	55
4	菊池市男女共同参画推進条例	58
5	菊池市男女共同参画推進条例施行規則	61
6	菊池市男女共同参画審議会委員名簿	63
7	男女共同参画に関する国内外の主な動き	64
8	男女共同参画に関する菊池市の取組	67

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。そして男女共同参画社会の形成は、世界的に重要な課題とされており、日本でも男女共同参画社会の形成に向けた様々な取組が行われています。

菊池市では、市、市民及び事業者が協力して男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年3月に「菊池市男女共同参画推進条例」を施行しました。

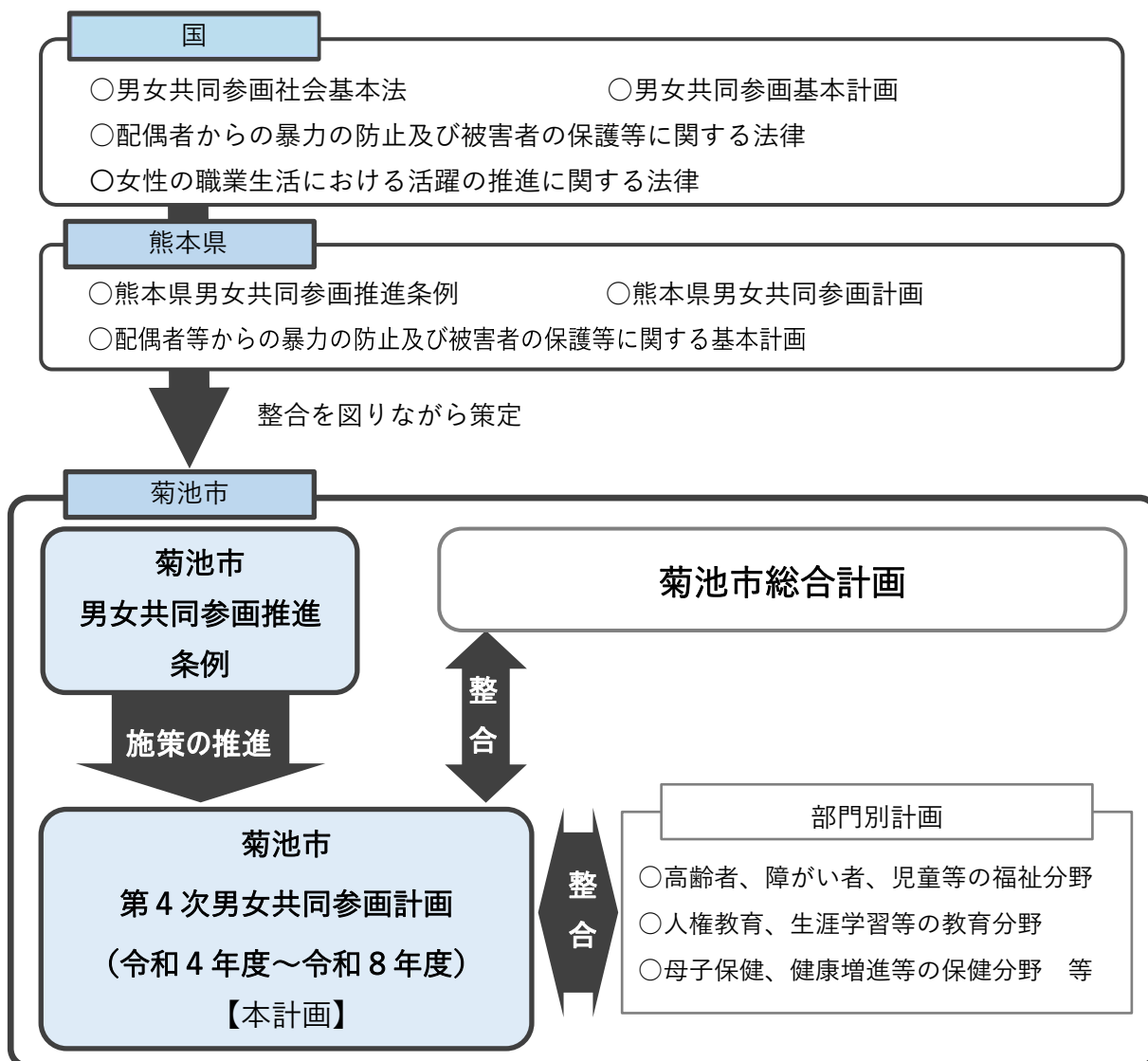
この条例に基づき、平成19年3月に「菊池市男女共同参画計画」を策定し、以降2度の改定、「(第3次) 菊池市男女共同参画計画」(計画期間：平成27年度～令和3年度)では、計画の中間年度にあたる平成30年に計画の中間見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開しています。

この度、「(第3次) 菊池市男女共同参画計画」の策定から7年が経過し、社会情勢の変化や法制度の拡充、市民意識の変化等を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を更に推進していくことを目的として、「(第4次) 菊池市男女共同参画計画」を策定するものです。



2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、「菊池市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。〔重点目標 2（1）あらゆる暴力の根絶〕
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく「市町村女性活躍推進計画」として位置づけます。〔重点目標 1 と重点目標 4〕
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「熊本県男女共同参画計画」、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を勘案した計画です。
- 本計画は、「菊池市総合計画」との整合を図り、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定する計画です。



3 本計画のSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市は、令和3年5月に「SDGs 未来都市」に選定され、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めています。



※SDGsと本計画との対応については、「第4章 計画の内容」に関連するアイコンを掲載しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。

5 近年の男女共同参画の動向

(1) 国の動向

①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立・改正

平成 27 年 8 月に「女性活躍推進法」が成立し、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」などを基本原則とし、国・地方公共団体、一部企業に対し、女性の活躍に関する状況把握・課題分析とそれを解決するにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定等が義務付けられました。

令和元年には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などによる女性活躍の推進、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設などハラスメント対策の強化などが盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布されました。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行

平成 30 年度に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることをめざすことなどを基本原則とし、公布・施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

令和 3 年 6 月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、政党その他の政治団体の取組の更なる促進や、セクハラ・マタハラ等への対応といった国・地方公共団体の施策の強化等について新たに定められました。

③「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定

大規模災害が相次ぐ中、内閣府は災害対応における意思決定過程への女性の参画の確保や男女のニーズの違いへの配慮等、対応するためにガイドラインを策定し、各都道府県・政令指定都市に対して、本ガイドラインに基づく取組を促進するよう求めています。

④「第 5 次男女共同参画基本計画」の閣議決定

令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、人口減少社会の本格化やジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性に対する暴力の根絶など 11 の個別分野を設け、これら 11 分野及び推進体制の整備・強化について、それぞれ令和 12 年度末までの「基本認識」並びに令和 7 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」が設定されました。

(2) 熊本県の動向

熊本県では、平成14年に「熊本県男女共同参画推進条例」が施行され、また同年に、くまもと県民交流館パレアの開館に伴い「熊本県男女共同参画センター」が設置されました。

平成26年には、「第3次熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、DVの防止、被害者の保護・支援等に、平成27年には、産学官の連携により、「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、本県における男女共同参画の先導的なプロジェクトとして位置付け、経済分野における女性の社会参画の加速化に取り組んでいます。

令和3年度に、「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定し、『男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現』を基本目標としています。この目標の実現のために、政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大、性犯罪やDVなど女性に対するあらゆる暴力の根絶、男女共同参画の視点からの防災・復興の推進、男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実などに取り組んでいます。

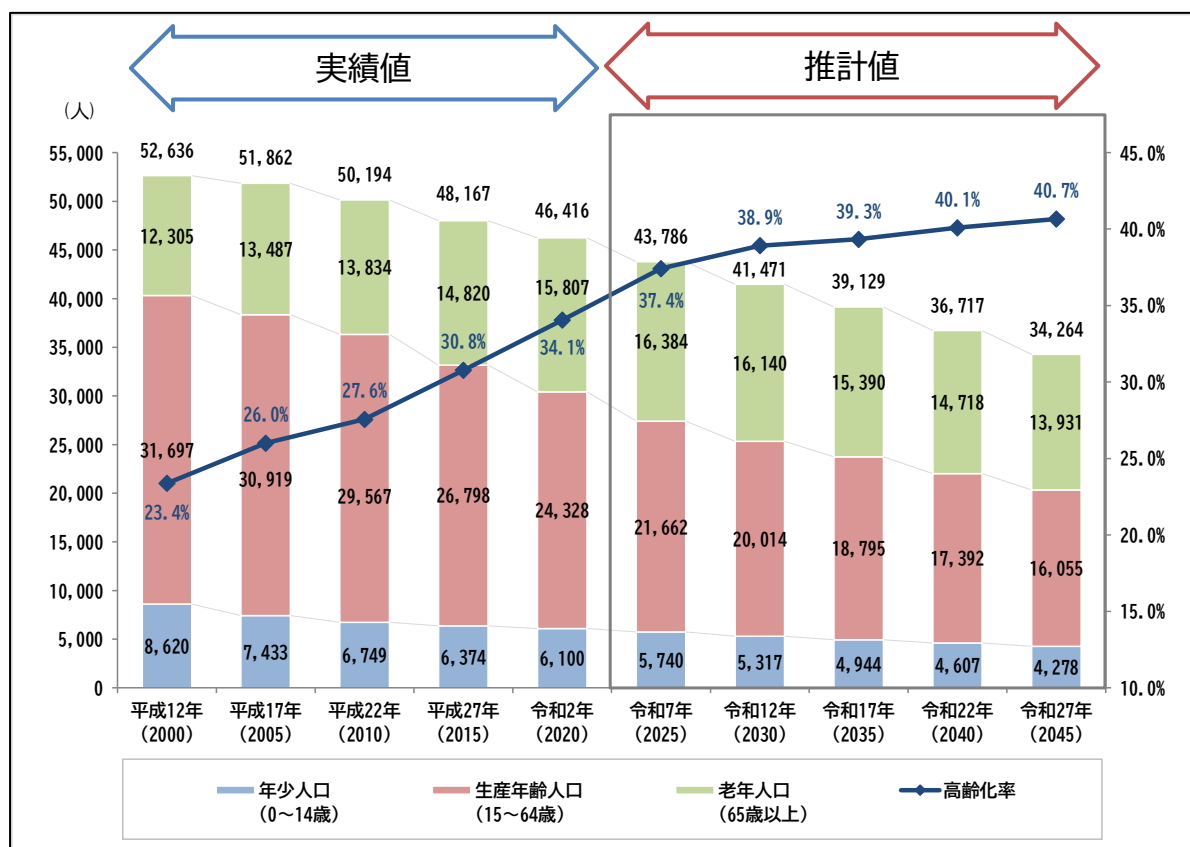
第2章 菊池市の男女共同参画の現状

1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

令和2年時点における菊池市の総人口は46,416人となっており、平成12年と比較すると6,220人減少しており、今後の人口推計でも減少していくことが予測されています。

高齢化率もこれまで増加を続けており、令和7年以降は高齢化率が35%を超えることが見込まれます。

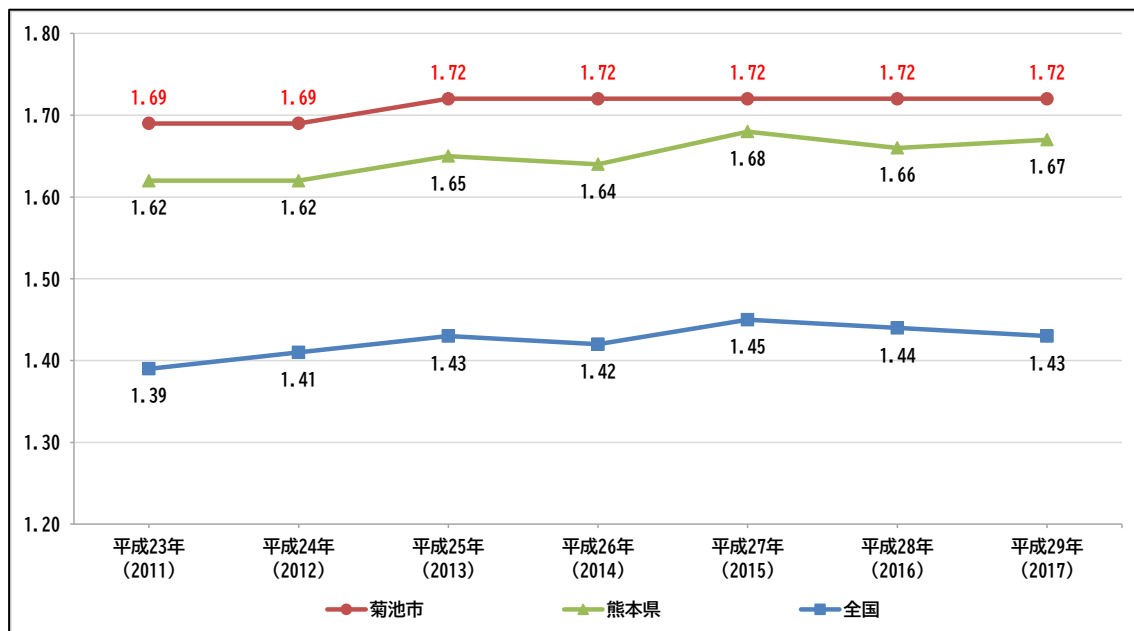


出典：国勢調査

令和7年以降の推計は国立社会保障・人口問題研究所より

(2) 合計特殊出生率

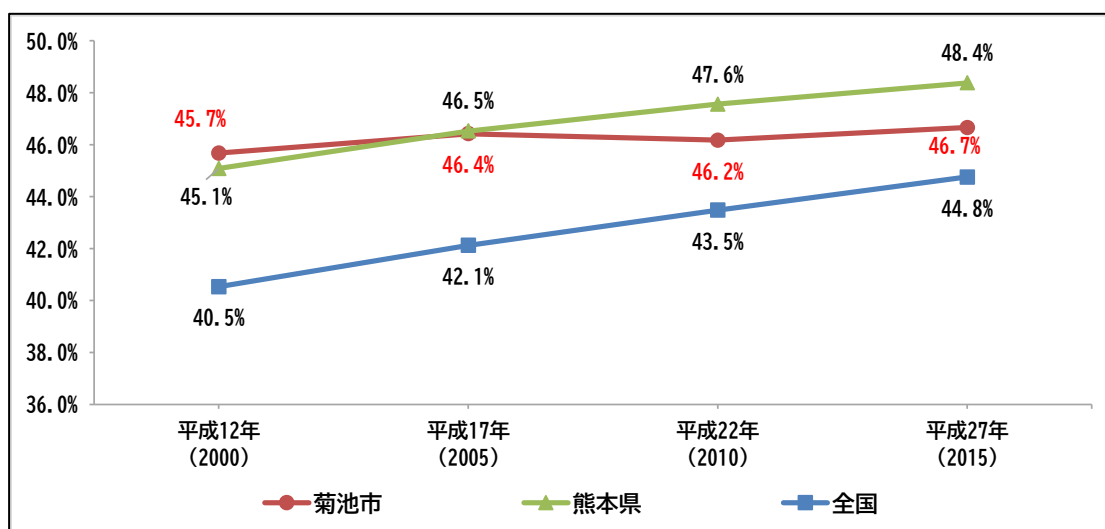
菊池市の合計特殊出生率はおおむね横ばいで推移しており、平成25年以降は1.72で変わらず推移しています。平成23年以降、国及び県よりも高い状況となっています。



出典：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）、人口動態調査（熊本県健康福祉部健康福祉政策課）

(3) 女性の雇用率

菊池市の女性雇用率は平成27年には46.7%と若干増加傾向にあります。国よりも高い水準ですが県と比較すると低い傾向となっています。



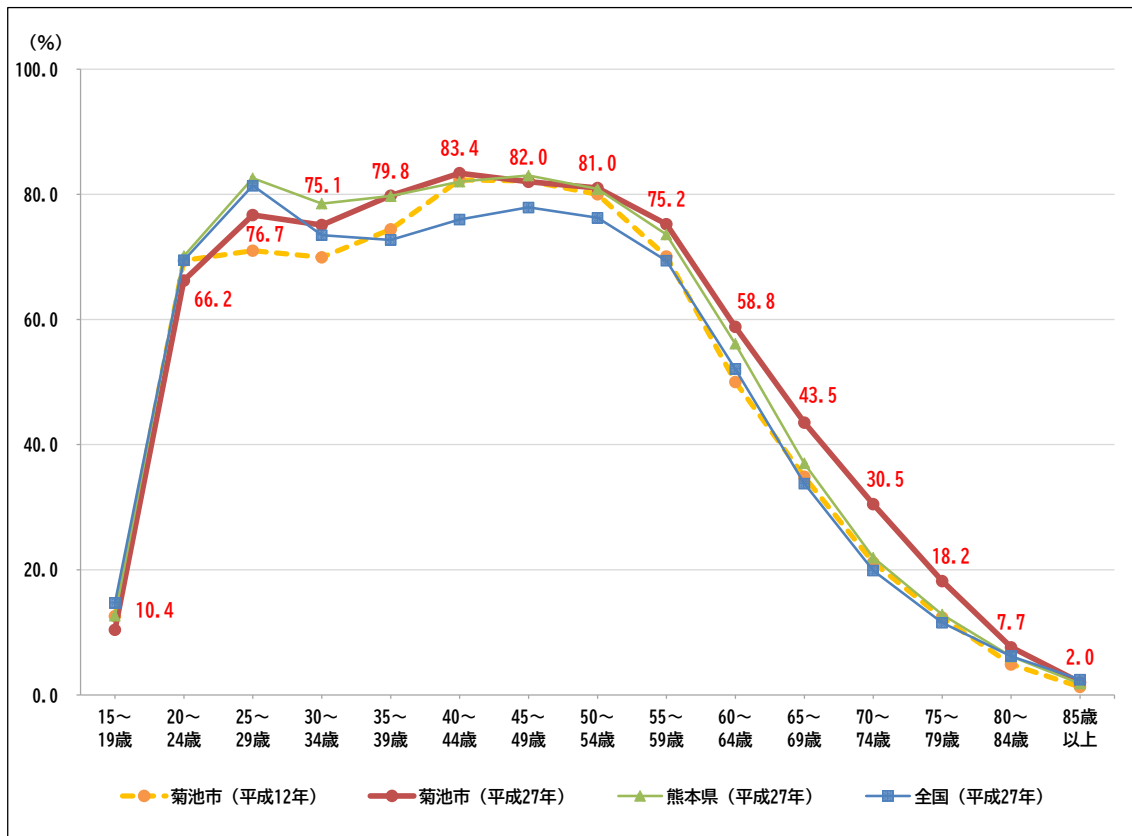
※女性の雇用率とは、雇用者全体に占める女性の割合のこと

出典：国勢調査

(4) 女性の労働力率 (M字カーブ)

菊池市の女性の労働力率は平成12年と比較すると、平成27年では25歳以上の労働力率が全体的に高くなっています。

国よりも高い水準となっており、県と比較すると60歳以上で高い水準となっています。



出典：国勢調査

2 男女共同参画計画に掲げる指標の実績推移

(第3次) 計画における数値目標の達成状況は以下の通りです。

No.	管理指標	基準値 (H26年度)	中間目標と実績 (H29年度)		計画目標と実績 (R2年度)		指標の 動向※3
			目標	実績	目標	実績	
1	「男女共同参画社会基本法」を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (R3)	70.7%	目標	80.0%	90.0%	↗	
			実績	73.2%	74.0%		
2	「男女共同参画専門委員相談」を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (R3)	27.3%	目標	40.0%	50.0%	↗	
			実績	35.1%	27.7%		
3	「女性相談員」を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (R3)	32.3%	目標	40.0%	50.0%	↗	
			実績	44.6%	38.8%		
4	早期 (妊娠 11 週以下) での妊娠届出率	89.0%	目標	91.0%	95.0%	↗	
			実績	94.2%	94.5%		
5	「ドメスティック・バイオレンス」を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (R3)	90.6%	目標	95.0%	100%	↗	
			実績	92.8%	94.7%		
6	市の審議会などの女性委員の割合	27.5%	目標	35.0%	35.0%以上	↗	
			実績	24.1%	30.0%		
7	家族協定締結農家数 (認定農業者) ※1	61 戸	目標	80 戸	125 戸	★	
			実績	118 戸	127 戸		
8	防災会議における女性委員の割合	3.0%	目標	10.0%	30.0%	↗	
			実績	12.9%	14.7%		
9	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (R3)	51.6%	目標	60.0%	70.0%	★	
			実績	67.6%	74.1%		
10	病児・病後児保育事業の利用件数※2 (申し込みに対する受入率)	180 件	目標	270 件 (95.0%)	↗		
			実績	525 件 (87.9%)		92.2%	
11	子育てサポートセンター事業利用延べ件数	302 件	目標	350 件	360 件	↘	
			実績	283 件	79 件		
12	市の男性職員の育児休業取得率	0.0%	目標	5.0%	10.0%	→	
			実績	0.0%	0.0%		
13	市の管理職 (課長以上) に占める女性職員の割合	13.5%	目標	22.0%	30.0%	↗	
			実績	17.9%	16.9%		
14	市の監督職 (係長以上) に占める女性職員の割合	23.8%	目標	27.0%	30.0%	↗	
			実績	25.5%	25.0%		

※1：計画策定時は目標値を100戸と設定していましたが、中間評価時に目標を達成したため、上方修正。

※2：計画策定時は利用件数のみの記載でしたが、中間見直しにより受入率を追加し、目標値を設定。

※3：「指標の動向」欄は、「基準値 (H26年度)」の値と「R2実績」の比較を表しています。目標達成済の指標については「★」を記載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。本市では、男女共同参画社会を確立し、「男女がともに輝き、支えあう持続可能な社会の実現」を目指します。

**男女がともに輝き、支えあう
持続可能な社会の実現**



2 基本理念

本市では、菊池市男女共同参画推進条例第3条に、基本理念として次の6つを定めています。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないこと。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市及び事業者における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。

5 生涯を通じた健康への配慮

男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。

6 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。

3 重点目標

基本理念を踏まえて、次の4つを計画の重点目標とします。

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

政策・方針決定過程において女性の参画を進めるとともに、職場・家庭・地域などあらゆる分野に自分の意志によって参画し、活躍できるよう取組を進めます。また、男女がともに仕事と生活の調和がとれ、多様な生き方ができるよう環境づくりを進めます。

2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

男女が互いの人権を尊重しつつ、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができるよう女性に対する暴力の根絶と切れ目のない支援に取り組めます。

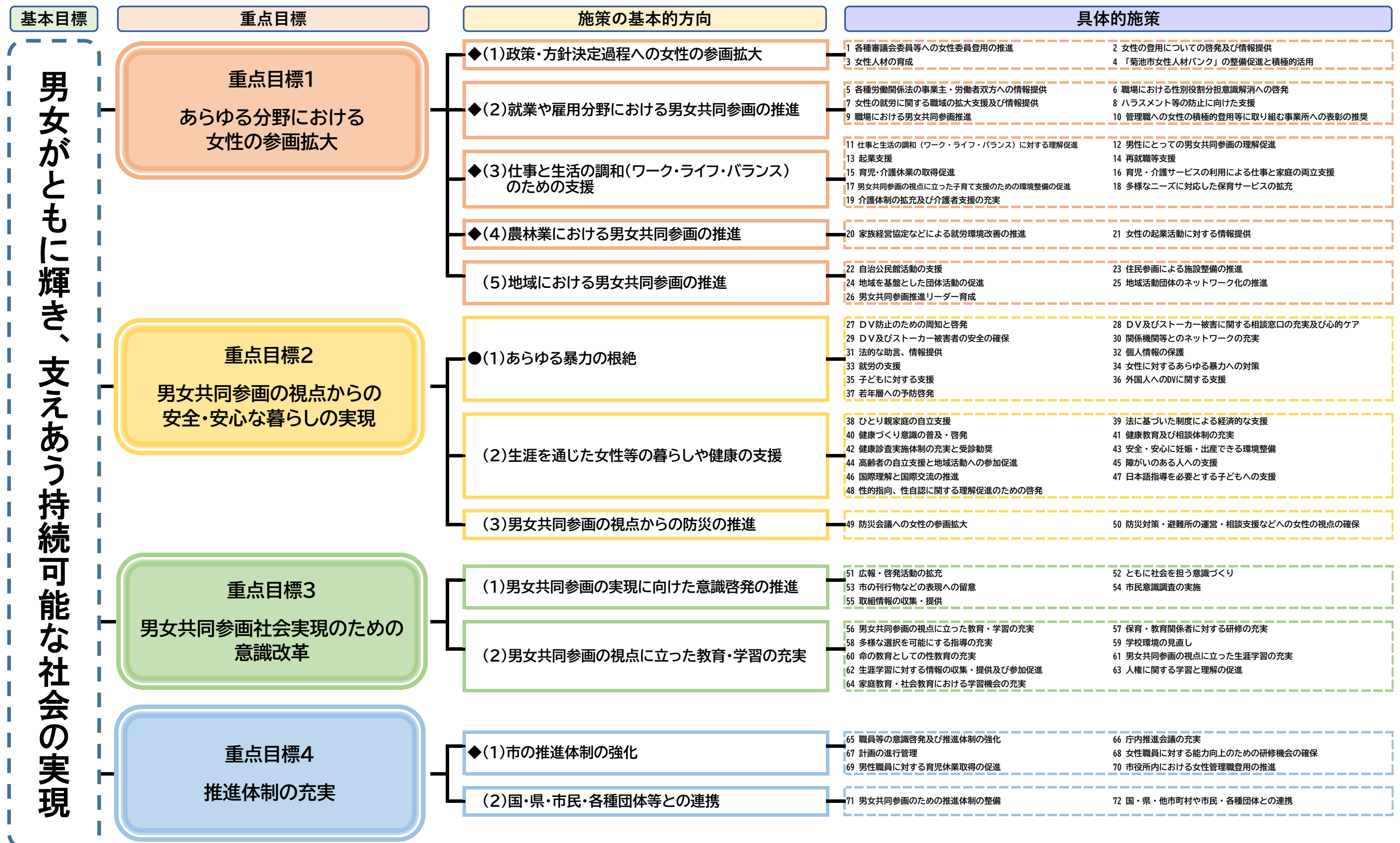
3 男女共同参画社会実現のための意識改革

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を妨げる固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消のため、男女双方の意識改革を促進します。

4 推進体制の充実

男女共同参画を推進するため、行政・市民・各種団体等と協働することをはじめ、国・県・関係機関と協力し連携を図りながら取り組めます。

4 計画の体系



◆「重点目標1」及び「重点目標4」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」に位置付けています。

●「重点目標2」の(1)は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けています。

第4章 計画の内容

重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大

【対応するSDGsのゴール】



男女がともに対等なパートナーとして男女共同参画社会を実現するためには、だれもが参画できる環境づくりが求められます。身近な地域活動において男女共同参画の取組を推進するとともに、さまざまな視点や発想を取り入れることができるよう、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めます。

また、将来にわたり活力ある社会を持続させるためには、男女がともに仕事と生活が調和した多様な働き方が可能になる環境づくりが必要であり、またその能力を十分に発揮できる機会を確保することが重要です。就労の場においてだれもが働きやすい環境づくりに向けた支援を行います。

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる分野における女性の参画拡大が大変重要です。市民意識調査の結果では、「企画立案や方針決定の場に女性が増える方がよいと思いますか」の問いに、自治体の首長、議会議員、企業の経営者などに7割以上の人々が「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。【図1-1】

一方で本市の現状は、市議会議員の女性割合10%、市職員(課長以上)の女性割合16.9%、自治会長0%となっており、女性の参画が少ない原因は、男性優位の組織運営や固定的役割分担意識、家庭の支援が得られないことなどが、意識調査より挙げられます。【図1-2】

政策・方針決定における意思決定の場への女性の参画を推進し、多様な意思を公平・公正に反映される社会づくりを進める必要があります。また、女性もリーダーとして地域活動に参画し、男性も女性もそれぞれの視点や知識・経験を広く活かすなど、地域における男女共同参画の推進が重要です。

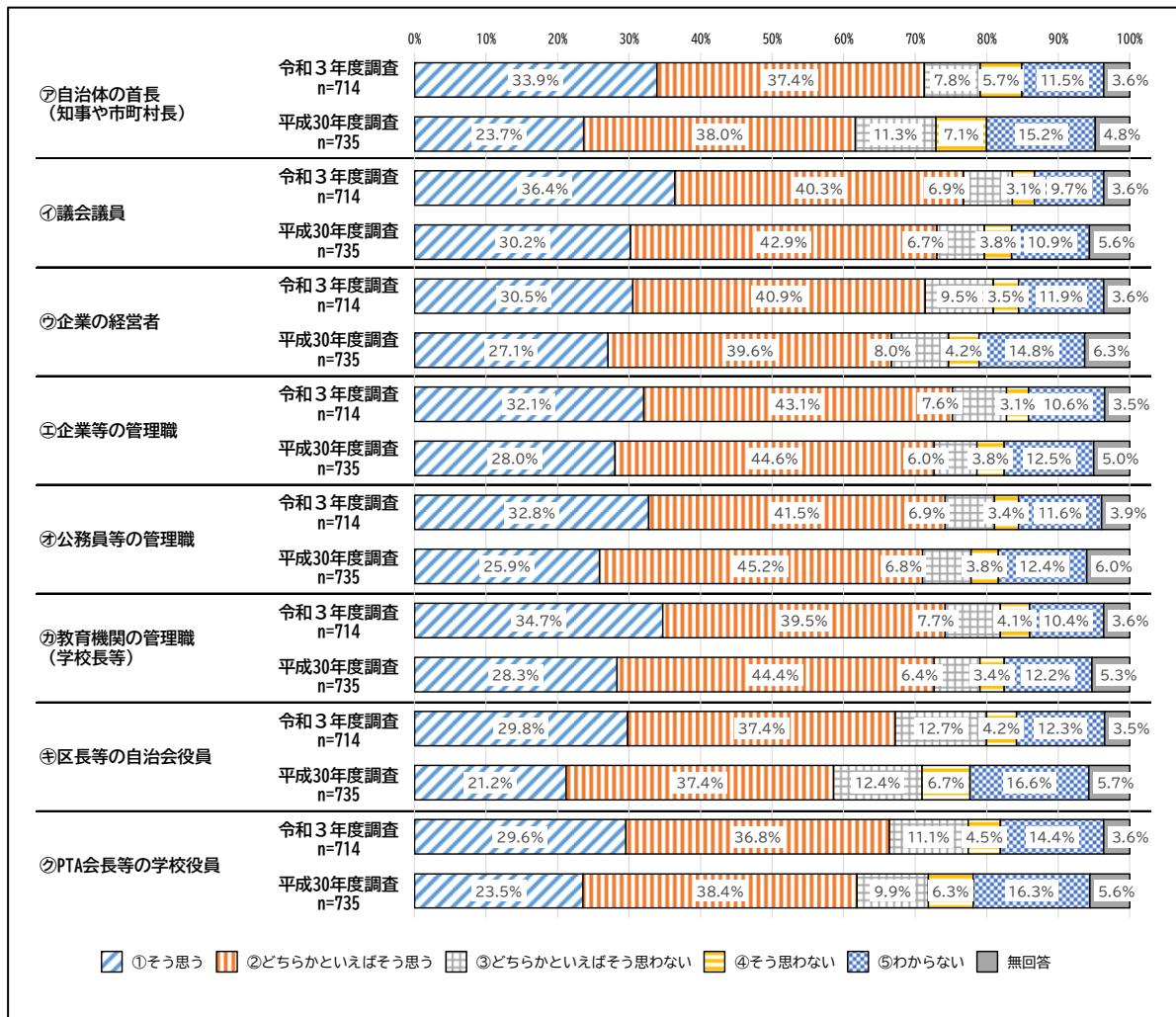
他にも、意識調査の結果から固定的な性別役割分担意識に関する考え方には同感しない人が増えてきたものの、「家庭内の仕事を主に誰がしているか」の問いに炊事・掃除・洗濯などの家事は8割の人が「主として妻」と回答しています。【図1-3】【図1-4】

このように家事などの多くを女性が担っている現状では、女性の活躍の場が制限される場合も多いことから、男性に期待されている仕事のあり方の変革と併せて、男性の家事や育児、介護等への参画を進める必要があります。【図 1-5】

働くことを希望する女性が、仕事と育児、介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、それぞれのライフステージにおける仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取組が必要です。

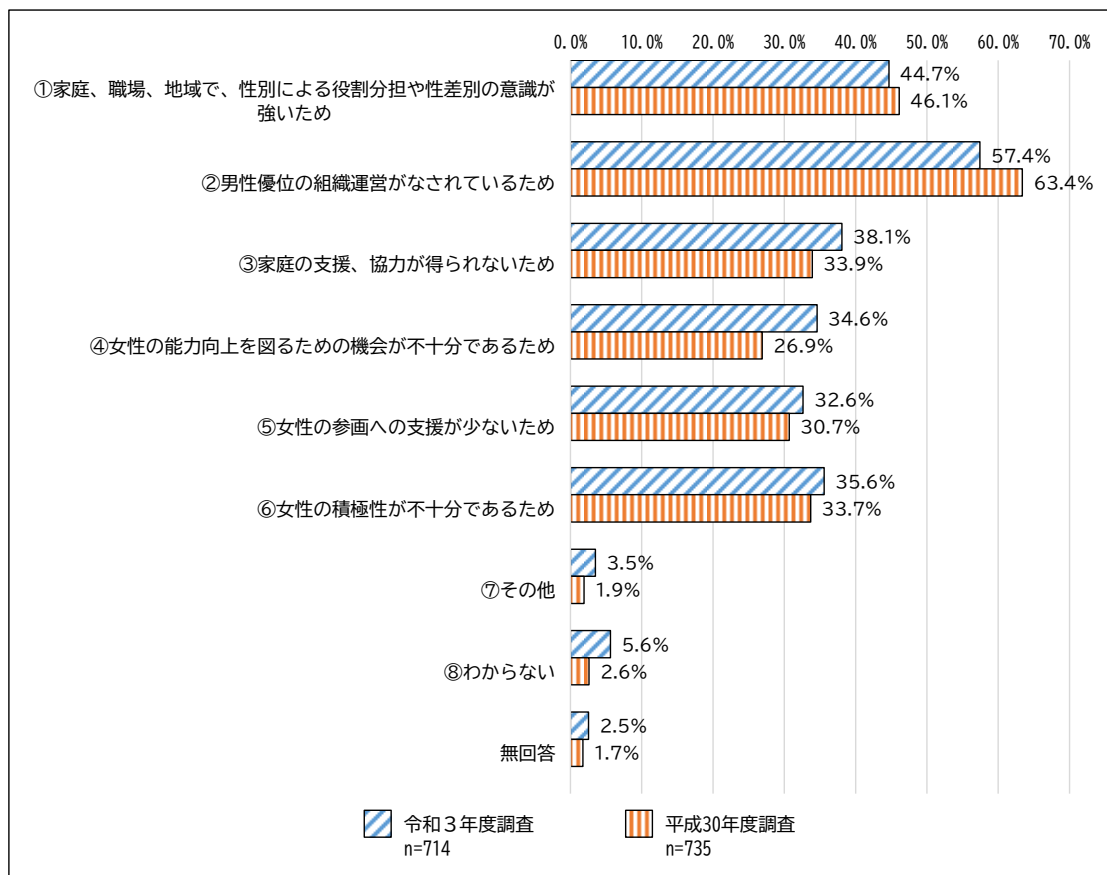
また、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進むなど、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性がもたらされています。環境の変化を踏まえつつ、仕事と家庭の両立を支援する取組が求められています。

【図 1-1】 あなたは、女性の意見がもっと反映されるように、いろいろな役職など、企画立案や方針決定の場に女性が増える方が良いと思いますか。



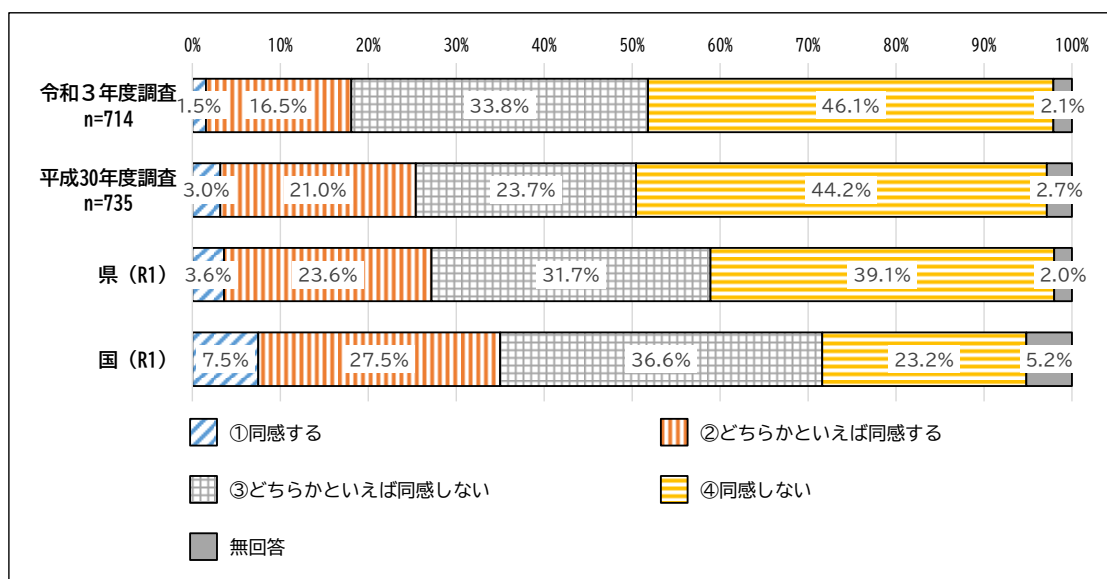
出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査

【図 1-2】「政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場に女性の参画がまだまだ少ない状況」ですが、その原因は何だと思いませんか。



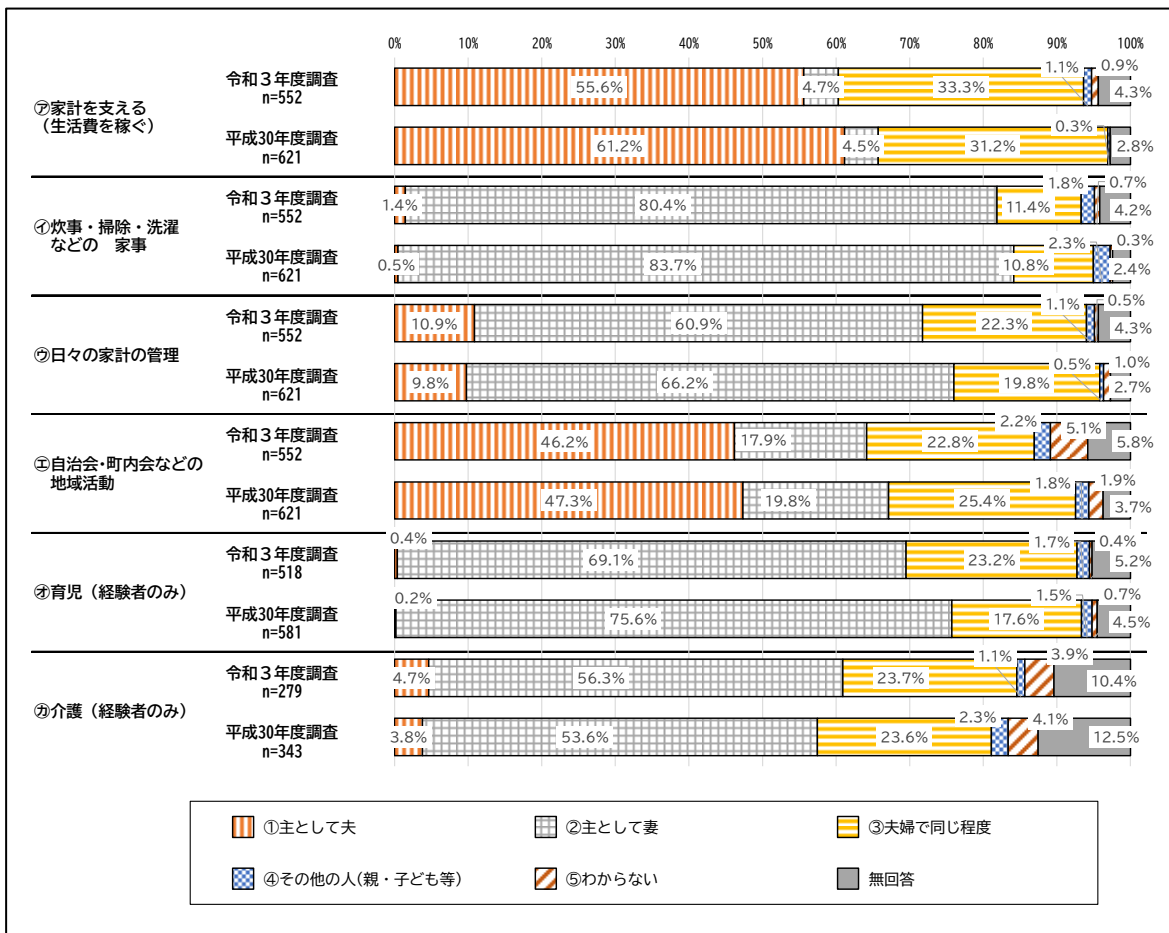
出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査

【図 1-3】あなたは、「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか。



出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査

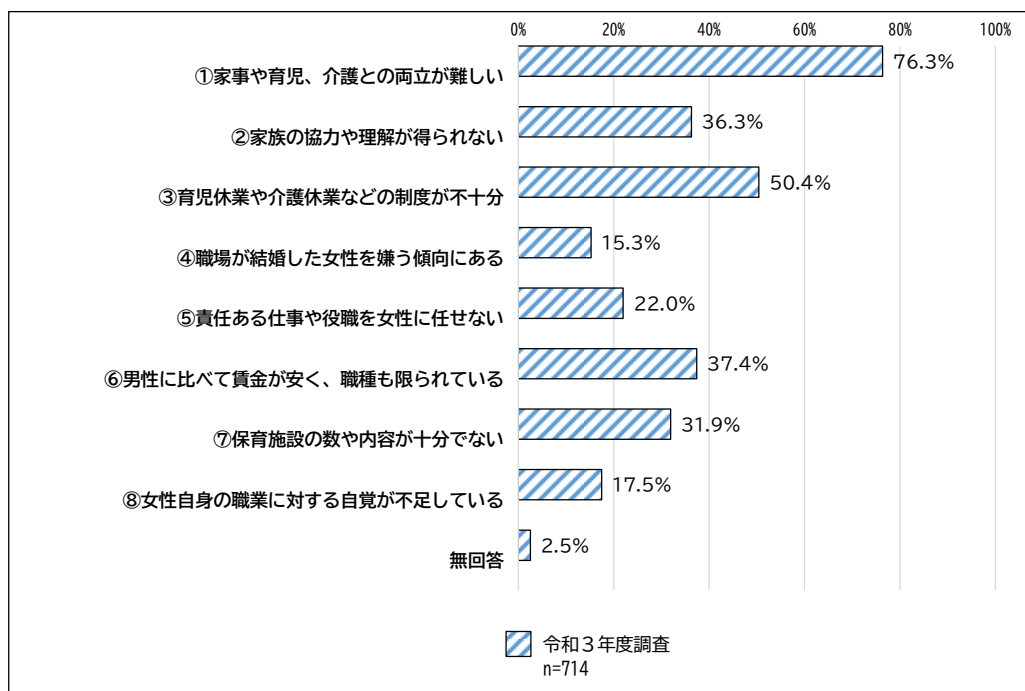
【図1-4】 あなたの家庭では、家庭内の仕事を主に誰がしていますか。



出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査



【図 1-5】 現在、女性をとりまく環境として、「家事・育児・介護」の負担が女性に偏り、仕事の継続や両立の難しさにつながっている現状があるとされています。女性が働きつづける上で問題と思われるものは何だと思いませんか。



出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査



(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会などへの女性の登用促進と女性人材の発掘に努め、市政に女性の声を反映するシステムづくりを推進します。

また、企業や地域活動団体においても、女性の登用や参画が促進されるよう、啓発と情報提供を行います。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1	各種審議会委員等への女性委員登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、「菊池市審議会等委員への女性の登用推進要綱」に基づいて、女性の選出に繋がる工夫を協議しながら全庁的に推進します。 審議会等への女性登用率を、令和8年度までに35%以上達成に向けて全庁で積極的に取り組みます。 	関係各課
2	女性の登用についての啓発及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 企業・地域活動団体及び地域活動などにおいて男性中心の組織体制や性別役割分担意識の見直しを促進し、意思決定の場へ女性が主体的に関わることなど、女性登用を進めるための啓発に努めます。 企業や地域活動団体などにおいて女性に対する意思決定の場への参画機会の提供が拡大されるよう、国・県の改善情報の提供を行います。 	商工観光課 人権啓発・男女共同参画推進課
3	女性人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> キャリア形成の意義や意識の向上、スキルアップを目的とした講座等の実施や情報提供を行います。 	中央公民館 人権啓発・男女共同参画推進課
4	「菊池市女性人材バンク」の整備促進と積極的活用	<ul style="list-style-type: none"> 女性の人材に関する情報を把握するため、「菊池市女性人材バンク」の整備を進め、積極的に活用することでさまざまな分野での女性の参画を図ります。 	人権啓発・男女共同参画推進課

(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進

雇用条件や就労環境、性別による格差や固定的な役割分担を見直し、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の改善を図るとともに、男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できるような環境づくりに向けての啓発を推進します。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
5	各種労働関係法の事業主・労働者双方への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法をはじめとする労働に関する各種法律について、情報誌などへの掲載や、労働講座、商工会の機関誌への情報提供に努めます。 	商工観光課
6	職場における性別役割分担意識解消への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 職場における性別役割分担意識の解消に向けて、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。 庁内においても性別に関係なく能力や実績の面で、人事評価を適正に行うよう呼びかけを行うとともに、将来、指導者となる人材(人財)の確保に努めます。 	人権啓発・ 男女共同参画推進課 総務課
7	女性の就労に関する職域の拡大支援及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中小企業等における女性の処遇改善や雇用拡大のための研修やセミナーの情報を提供します。 女性の就労に関する問題の相談・啓発・情報提供を関係機関と連携して推進します。 	商工観光課
8	ハラスメント等の防止に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の防止に関する取組事例などの情報収集と提供に努めるとともに、事業者へさまざまなハラスメント等の防止啓発を推進します。 庁内においてもハラスメントに関する正しい知識を持ち、コミュニケーションづくりに努めハラスメントの未然防止を図ります。 	総務課 商工観光課 人権啓発・ 男女共同参画推進課

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
9	職場における男女共同参画推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携を強化し、昇進や賃金、職種など職場での啓発を図ります。 ・ 男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を広報紙等で紹介し、啓発に努めます。 ・ 関係機関が実施するセミナーや講座等の情報提供や、国や県で実施している資金融資制度の紹介を行います。 	商工観光課 人権啓発・男女共同参画推進課
10	管理職への女性の積極的登用等に取り組む事業所への表彰の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職への女性の積極的登用や女性人材の育成等(熊本県が取り組む「男女共同参画推進事業者表彰」)に取り組む事業所に対する表彰の周知・推奨を行います。 	人権啓発・男女共同参画推進課

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための支援

男性も女性もともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様な生き方が選択できるよう子育てや介護の支援等に向けた取組を行います。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
11	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業所に向けて、長時間労働の見直し、休暇の取得促進をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための制度の周知や啓発を行います。 	人権啓発・男女共同参画推進課

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
12	男性についての 男女共同参画の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性を対象とした料理教室などの生活講座、育児講座や介護講座などを開催し、男性の生活力アップによる自立を促進します。 ・各種講座やセミナーなどを男性に配慮した開催日時やテーマ設定の工夫などにより、男性が参加しやすい、また、参加したくなる環境づくりに努めます。 ・市民講座や出前講座の開催、情報誌発行等の機会を利用し、男性についての男女共同参画社会の意義について啓発を行います。 	<p>高齢支援課</p> <p>健康推進課</p> <p>中央公民館</p> <p>人権啓発・ 男女共同参画推進課</p>
13	起業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・起業・創業に向けた人財育成事業(きくち起業塾)を実施して、若者主体の活気あふれるまちづくりを目指すとともに、女性の起業促進を図ります。 	<p>商工観光課</p>
14	再就職等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク発行の求人情報誌を配置し、相談等については各種支援機関へ案内します。 	<p>商工観光課</p>
15	育児・介護休業の 取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報誌や機関誌、各種講座などにおいて制度の周知や情報提供を行います。 ・庁内においても誰もが気兼ねなく各種休暇を取得できるよう、職場環境づくりに努めます。 	<p>人権啓発・ 男女共同参画推進課</p> <p>総務課</p>
16	育児・介護サービスの利用による仕事と家庭の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保育サービスや介護サービス、地域支援体制などの制度やサービスの周知に努め、関係各課が連携してサービスの利用を支援することにより、育児・介護の負担を軽減し、仕事と家庭の両立を支援します。 	<p>子育て支援課</p> <p>高齢支援課</p>

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
17	男女共同参画の視点に立った子育て支援のための環境整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化や人口減少社会支援のため男女共同参画の視点で「菊池市子ども・子育て支援事業計画」の推進に努め、地域子育て支援拠点事業などを充実させ、相談・交流、情報提供の場の拡充を進めます。 ・ 「子育て世代包括支援センター」における相談体制の充実について、今後も積極的に検討します。 	子育て支援課
18	多様なニーズに対応した保育サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「菊池市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時預かり・延長保育・病児病後児保育・子育てサポートセンター事業などを通し、多様なニーズに対応した保育サービスの拡充を図ります。 	子育て支援課
19	介護体制の拡充及び介護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「菊池市障がい者計画及び障がい福祉計画」の推進に努め、各種介護サービスや高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービスの充実、各種相談事業等の周知を図ります。 ・ 高齢者を地域全体で見守る「高齢者地域見守りネットワーク」の趣旨を周知し、新規登録団体の拡充に努めます。 ・ 介護者の負担軽減を図るため、情報提供・相談指導・介護者のつどいなどを行います。 	高齢支援課 福祉課



(4) 農林業における男女共同参画の推進

家族経営協定締結の促進や認定農業者の認定などを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能な環境づくりを推進します。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
20	家族経営協定などによる就労環境改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営や小規模事業所などに従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。 ・小規模事業所や農業経営の従事者が共同経営者として、経営と生活の両面で相互に補完、協力し、能力が発揮できる関係づくりに向けて啓発を図ります。 ・家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努め、男女共同参画への気運を高めます。 	<p>農政課</p> <p>農業委員会</p>
21	女性の起業活動に対する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・関連団体が行う女性の就業支援や経営セミナー等、交流の場の開催や情報提供を行います。 	<p>農政課</p> <p>人権啓発・男女共同参画推進課</p>

(5) 地域における男女共同参画の推進

性別・年齢・障がいの有無などにかかわらず誰もが生きがいをもって地域活動に参画できる男女協働による体制づくりを推進し、活動団体のネットワーク化など、市民・地域活動団体及び行政の協働事業の推進を図ります。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
22	自治公民館活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館向けにICTを活用した講座を配信し、地域が主体となって学ぶ活動を図ります。 	中央公民館

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
23	住民参画による施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動支援事業・ボランティアサポートプログラム等の周知を継続して行い、老若男女を問わず地域活動における市民の積極的な参加を推進します。 ・まちづくりに関連するワークショップ等において、あらゆる方々の参加を促せるような周知方法の工夫・内容の精査を図ります。 	都市整備課
24	地域を基盤とした団体活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による地域活動の活性化を促進するため、区長等を通じて老若男女が積極的に自治活動に参加できる基盤の強化を図るとともに、地域における男女共同参画の意識啓発の推進を図ります。 	総務課
25	地域活動団体のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・菊池市「域学連携」地域づくり実行委員会を中心として、団体間のネットワーク化の推進と地域づくりの推進及び地域課題の解決に取り組みます。 	企画振興課
26	男女共同参画推進リーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び市職員において、男女共同参画の視点を持ったリーダーとなる人材の育成を推進します。 	人権啓発・男女共同参画推進課

【数値目標】

No.	管理指標	基準値 (R2年度)	目標 (R8年度)
1	市の審議会などの女性委員の割合	30.0%	35.0%以上
2	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉を知っている及び聞いたことがある市民の割合	74.1% (R3年度実績)	90.0%
3	病児・病後児保育事業の申し込みに対する受入率	92.2%	95.0%
4	子育てサポートセンター事業利用延べ件数	79件	300件
5	家族経営協定締結農家数（認定農業者）	127戸	142戸

重点目標 2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

【対応する SDGsのゴール】



すべての人が互いの人権や性の違いを尊重し、生涯を通じて健やかで心豊かに暮らせることは男女共同参画社会の形成の基盤となります。特に女性は妊娠や出産などを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、「性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）」の視点も含め、男性の理解を促すとともに、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができるよう健康づくりの支援を行います。

また、女性に対する暴力は、互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、重大な人権侵害です。そのため、あらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発、被害の未然防止、被害者への支援に取り組みます。

【現状と課題】

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）の認知度は、調査結果からも市民に浸透してきていることがうかがえますが、事案として確認されており、早期発見、相談対応、安全確保の取組を推進していくことが必要です。【図 2-1】

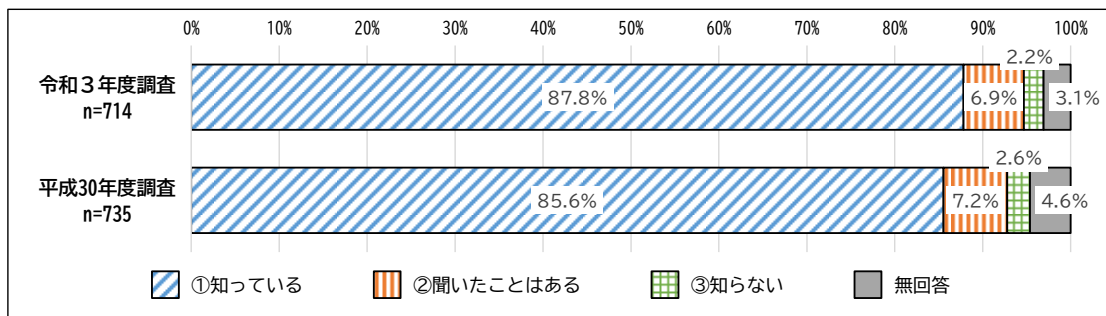
DVを受けた時の対応として、親類や友人・知人といった身近な存在に相談を行っていることが調査結果より確認できますが、公的機関へ相談したとの回答は低く、今後も相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりが求められます。【図 2-2】

また、非正規雇用労働者や単身世帯、ひとり親世帯の増加により、経済上の困難に陥りやすい人が増えている中で、長期的な展望に立った就労支援や様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。

さらに、高齢者や障がい者、外国人の女性及び性的マイノリティの方など生活の中で様々な困難を抱える場合があることから、それぞれの背景事情に配慮しながら、日常に感じている不安や不便の軽減を図り、安心して暮らせる支援が求められます。

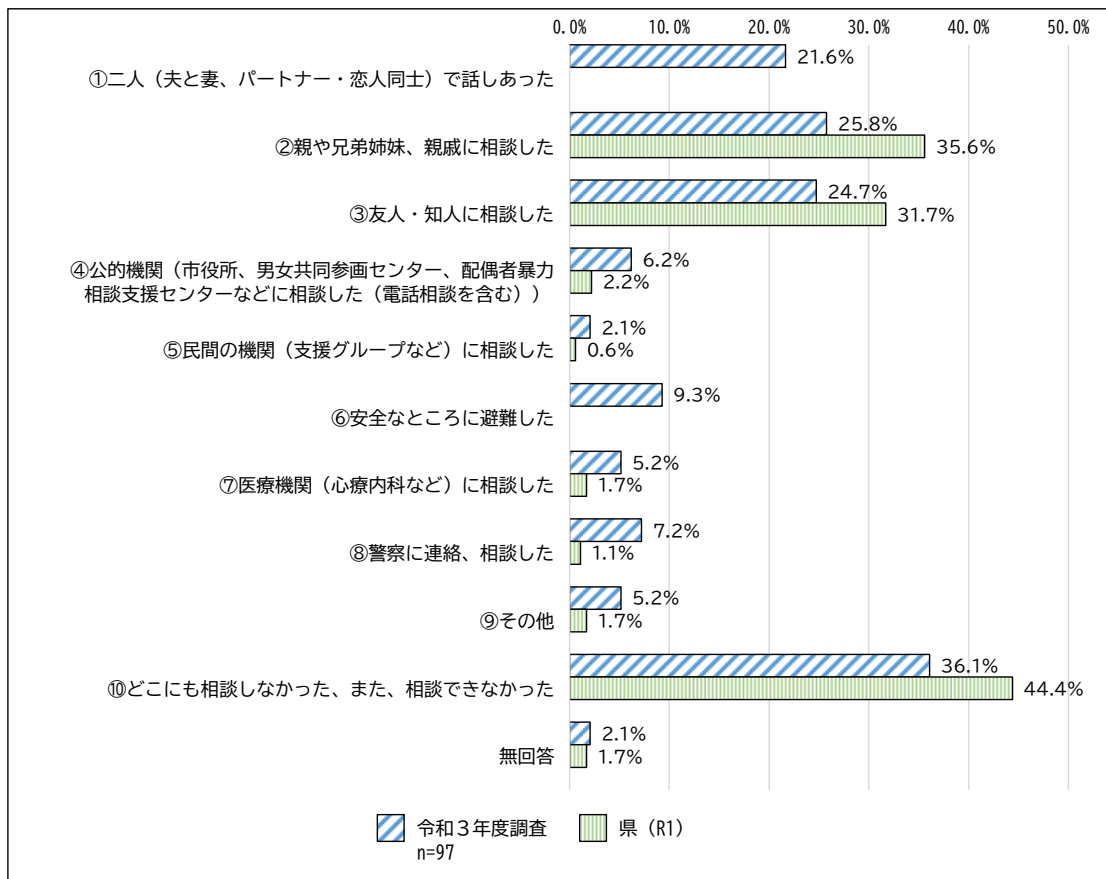
また、近年は熊本地震や豪雨災害といった大きな災害が発生するケースが県内でも多くなっています。これまで、災害に向けた備えや、災害時における避難所運営については、女性の視点が行き届いていないケースが指摘されている状況です。そのため、防災及び災害時における男女共同参画を推進していくためにも、防災会議における女性委員の積極的登用や避難所の運営に男女がともに関わることなどを推進していくことが必要です。【図 2-3】

【図 2-1】 あなたは、ドメスティック・バイオレンス(DV)の言葉について知っていますか。



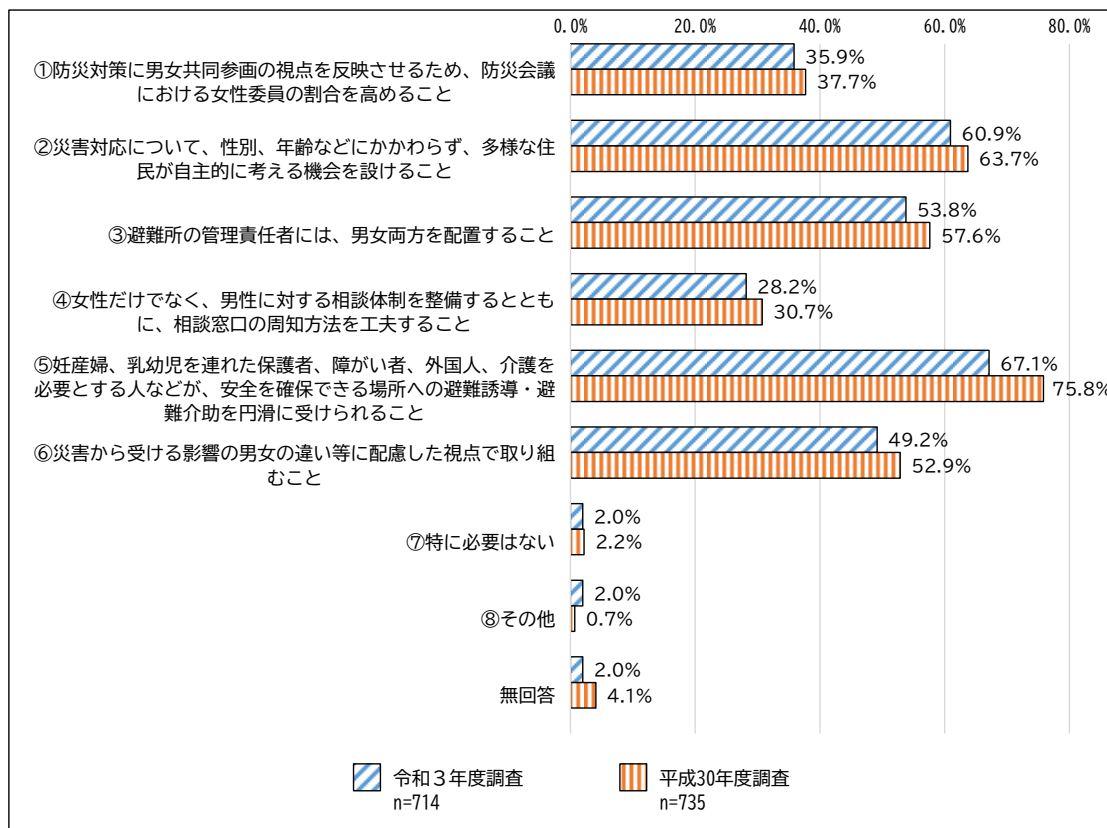
出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査

【図 2-2】 配偶者等からの暴力を受けたとき、その後あなたはどのようにしましたか。



出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査

【図 2-3】 近年災害が頻発しており、「男女共同参画の視点」での取組が求められています。あなたはどのようなことが必要だと思いますか。



出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査



(1) あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、女性に対する暴力が圧倒的に多いことを考慮しながら、被害者の支援体制の充実を図ります。

特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）は、個人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではないという認識を広く浸透させるなど、DV防止法に基づきその啓発や被害者に対し警察や関係機関と連携しながら、支援体制の整備などを推進します。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
27	DV防止のための周知と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の開催、広報紙・ホームページへの掲載、情報誌配布、また、男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす週間・人権週間などを通じてDV行為の認知度を高めるなど、関係機関と連携しながらDV防止に向けた啓発を行います。 ・クライシスカード（相談窓口を記載した周知カード）を作成し、女性が手に取りやすいように工夫するなど相談機関等の周知に努めます。 	子育て支援課 人権啓発・ 男女共同参画推進課
28	DV及びストーカー被害に関する相談窓口の充実及び心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員や男女共同参画専門委員（弁護士・カウンセラー）による相談を行い、困難を抱えた人々に対して早期解決に向けた支援を行うとともに、関係各課との連携協力に努めます。 ・DV被害者等に対し、カウンセリング機関や専門医の情報を提供し、精神的・肉体的に立ち直るための支援をします。 	子育て支援課 人権啓発・ 男女共同参画推進課
29	DV及びストーカー被害者の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護を実施する場合は、警察と連携し、同行支援をするなど被害者の安全確保に努めます。 ・加害者側からの追求に対し関係機関が連携し統一した対応を行います。 ・緊急時の被害者の安全の確保のため、児童がいる場合は子育て支援短期利用事業等における母子保護等の支援サービスの拡充を行います。 	子育て支援課 人権啓発・ 男女共同参画推進課 関係各課

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
30	関係機関等とのネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者(以下、被害者という)の相談及び支援に適切に対応するため、行政・福祉・司法・警察・医療等の各分野から構成される「菊池市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」において連携して支援を行うとともに、ネットワークの充実を図ります。 ・被害者の保護のため庁内関係部署において情報共有、事例検討を行い、支援のためのネットワークを構築します。 	<p>子育て支援課</p> <p>関係各課</p>
31	法的な助言、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の離婚・子どもの親権等に係る法的な助言が必要な場合は、法律相談や法テラスなどの情報提供を行い、状況に応じて同行支援を実施します。 ・男女共同参画専門委員(弁護士)による相談により法的な助言を行います。 	<p>子育て支援課</p> <p>人権啓発・男女共同参画推進課</p>
32	個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の個人情報の保護のため、個人情報保護条例及び情報公開条例に基づき、個人情報の適切な管理運用を実施します。 ・個人情報の漏洩により被害者に危険を及ぼしたり二次被害につながったりすることがないように、市職員に対して国が示すガイドライン等を周知させるなど、個人情報の適切な保護運用に努めます。 	<p>人権啓発・男女共同参画推進課</p> <p>総務課</p> <p>市民課</p> <p>子育て支援課</p>

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
33	就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、被害者に求人情報や職業訓練の情報提供を行うとともに、くらしサポートセンターやハローワークと連携して個別に就労支援を実施します。 ・ 公共職業安定所・職業訓練施設・職業訓練制度など、就労支援に関する情報を収集し、被害者に提供します。 ・ ひとり親家庭を対象とした職業訓練や生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。 	<p style="text-align: center;">子育て支援課</p> <p style="text-align: center;">生活支援課</p>
34	女性に対するあらゆる暴力への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に対する暴力が性差別による女性への人権侵害であるという意識啓発を進めるとともに、関係法令の周知を行います。 ・ 暴力からの被害を未然に防止し、その拡大を最小限に抑えるため、相談窓口の周知徹底を図ります。 	<p style="text-align: center;">人権啓発・ 男女共同参画推進課</p>
35	子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者に子どもがいる場合には、教育委員会、学校、保育所等と連携し、就学、保育できるよう連絡調整を行い、必要に応じ、市スクールソーシャルワーカーや学校支援コーディネーター、家庭児童相談員、女性相談員、児童相談所などの専門機関の紹介を行います。 ・ 「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を設置し児童虐待及びDVの未然防止及び早期発見・早期対策を関係機関と連携して行います。 ・ 各学校において、児童生徒の心身の状況の把握に努め、必要に応じて教育相談等実施して児童虐待の早期発見に努めます。また、関係機関との連携強化を推進します。 	<p style="text-align: center;">子育て支援課</p> <p style="text-align: center;">学校教育課</p>

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
36	外国人へのDVに関する支援	・日本語の理解が十分でない外国籍の方に対し、女性相談センターなどの関係機関と連携し、多言語によるDVに関する情報提供に努めるとともに、相談等が円滑に進むよう努めます。	子育て支援課
37	若年層への予防啓発	・関係機関と連携し、デートDVやJKビジネス、性犯罪など若年層が暴力に巻き込まれないための予防啓発に取り組めます。	人権啓発・ 男女共同参画推進課

(2) 生涯を通じた女性等の暮らしや健康の支援

心身ともに健康で安全安心に生活できるよう、生涯を通じた女性等の暮らしや健康支援を図ります。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
38	ひとり親家庭の自立支援	・自立に向けた制度を周知するとともに、就業に結び付きやすい資格の取得を支援するなど、ひとり親家庭への経済的自立に向けた取組を推進します。	子育て支援課
39	法に基づいた制度による経済的な支援	・経済的自立に向けた支援に関する相談を行い、生活困窮者自立支援法・生活保護法・児童扶養手当法・母子及び父子並びに寡婦福祉法などに基づく支援を行います。 ・制度に対する偏見や誤ったイメージがあるため、制度についての啓発に努めます。	子育て支援課 生活支援課
40	健康づくり意識の普及・啓発	・市民の健康づくり意識の普及・啓発を図るとともに、乳がんや子宮がんのり患状況や相談窓口の周知を図るなど、女性の健康維持に向けた支援に努めます。	健康推進課

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
41	健康教育及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりを支援するため、健康教育及び相談体制の充実を図ります。 ・女性特有のこころやからだの悩み、更年期・不妊の悩みについても安心して相談できる体制の充実や周知に努めます。 	健康推進課
42	健康診査実施体制の充実と受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・生活習慣病健診・後期高齢者健診・乳がん・子宮がんなどの各種がん検診の充実を図るとともに、国民健康保険による人間ドックなども含めた健康診査の受診を勧奨し、市民の健康管理の促進に努めます。 	健康推進課
43	安全・安心に妊娠・出産できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠早期から妊娠・出産・育児について夫婦でともに協力しあいながら子どもの出産を迎えることができるよう、妊娠届出を早期に行うことの必要性や、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発を行います。 ・喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙などを啓発、推進します。 ・体外受精及び顕微授精の特定不妊治療の他、一般不妊治療費についての助成を行っており、妊娠を希望する方への経済的負担軽減を図ります（不妊治療が保険適用外の場合）。 	健康推進課
44	高齢者の自立支援と地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「通いの場」や「ふれあいサロン」といった、地域において高齢者が集える場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。 ・育児経験者や退職者などがもつ経験の活用を図るなど、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。 	高齢支援課

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
45	障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所等の関係機関と連携し、今後も障がいのある人のニーズに応じた障がい福祉サービスを提供します。 ・障がいのある人の地域交流を促進し、緊急時における支援ネットワーク構築の基礎とするとともに、雇用促進及び職域の拡大に努め、社会参加と自立生活への支援を行います。 	福祉課
46	国際理解と国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動の促進により、国際理解を深めるとともに、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を進めます。 ・情報提供などによる在住外国人への支援に努めるとともに、国際交流活動を行う団体を支援します。 ・地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人もコミュニティの一員として積極的にまちづくりに参画できるように努めます。 	市長公室
47	日本語指導を必要とする子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語本来の意味を理解できない、外国にルーツを持つ児童生徒の日本語力を向上させるため、各小・中学校において、個別に日本語指導員による「日本語指導」を行います。 	学校教育課
48	性的指向、性自認に関する理解促進のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるための啓発を行います。 	人権啓発・男女共同参画推進課

(3) 男女共同参画の視点からの防災の推進

防災会議等への女性の参画拡大や男女それぞれの立場にたった視点を取り入れていくことなど、男女共同参画を推進します。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
49	防災会議への女性の参画拡大	・市の防災会議において、多様な視点での意見を反映させることが重要であり、女性委員の更なる登用拡大に向けた環境づくりを推進します。	防災交通課 人権啓発・男女共同参画推進課
50	防災対策・避難所の運営・相談支援などへの女性の視点の確保	・防災用物資の備蓄、避難計画等の検討を行うにあたり、女性の参画を拡大します。 ・避難所の運営、相談支援員、保健師に女性を配置します。	防災交通課 人権啓発・男女共同参画推進課

【数値目標】

No.	管理指標	基準値 (R2年度)	目標 (R8年度)
6	「ドメスティック・バイオレンス (DV)」を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合	94.7% (R3年度実績)	100.0%
7	早期 (妊娠 11 週以下) での妊娠届出率	94.5%	100.0%
8	「LGBTQ」を「知っている」及び「聞いたことはある」市民の割合	65.1% (R3年度実績)	80.0%
9	防災会議における女性委員の割合	14.7%	30.0%

重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革

【対応するSDGsのゴール】



男女共同参画社会の実現に向けて大きなハードルとして、人々の意識の中に根強く残っている固定的な性別役割分担意識や固定観念を示す無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などの存在があります。これらの解消に向けて、お互いを認め合い、多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進の広報・啓発を行います。

また、次世代を担う子どもたちが互いを尊重する心を育み、個性と能力を発揮できるよう、幼少期からの男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。

【現状と課題】

市民意識調査の結果では、様々な場における男女の平等感について「社会通念・慣習・しきたり」、「政治・政策決定の場」については依然として男性優遇との回答が多くあり、固定的な性別役割分担意識や古くからの社会的な慣習が今もなお強くあることが分かります。

【図 3-1】

また、「家庭生活」においては、20歳代では「平等である」意識が強いものの、30歳代になると急激に「平等である」意識が低くなっています。これは、30歳代を迎えて、結婚や出産、育児等を行うにあたって、「男性優遇」だと感じるものが原因として考えられます。

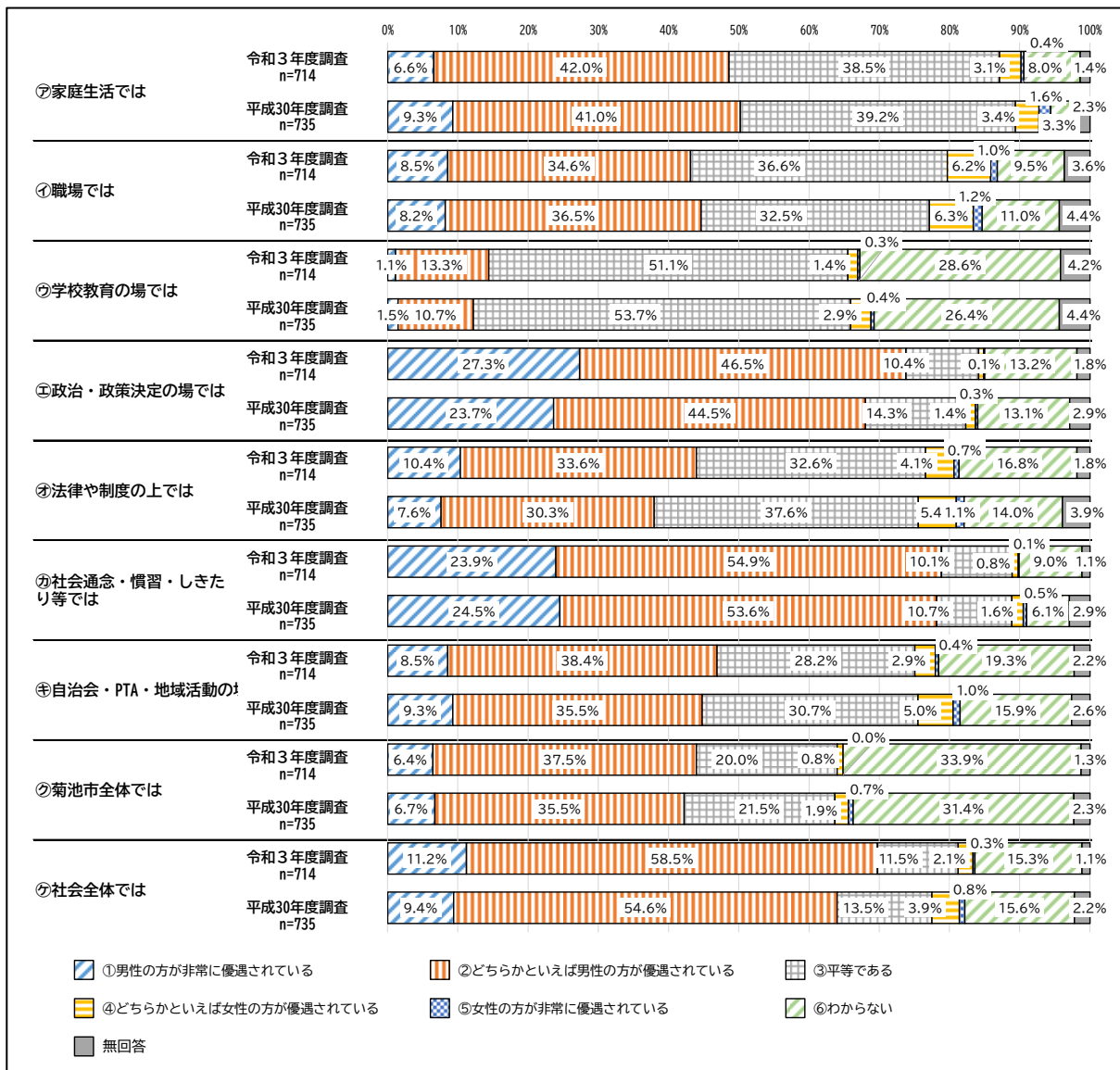
【図 3-2】

他にも、子どもの育て方について「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」という考え方に賛成とする人が約4割おり、男らしさ、女らしさといった考え方が根強く残っています。【図 3-3】

中学生の意識調査結果においても、「女の子はおとなしくしなさい」「男の子のくせに泣くな」などと言われたことはありませんかの問いに、5割の方が言われたことがあると回答しています。【図 3-4】

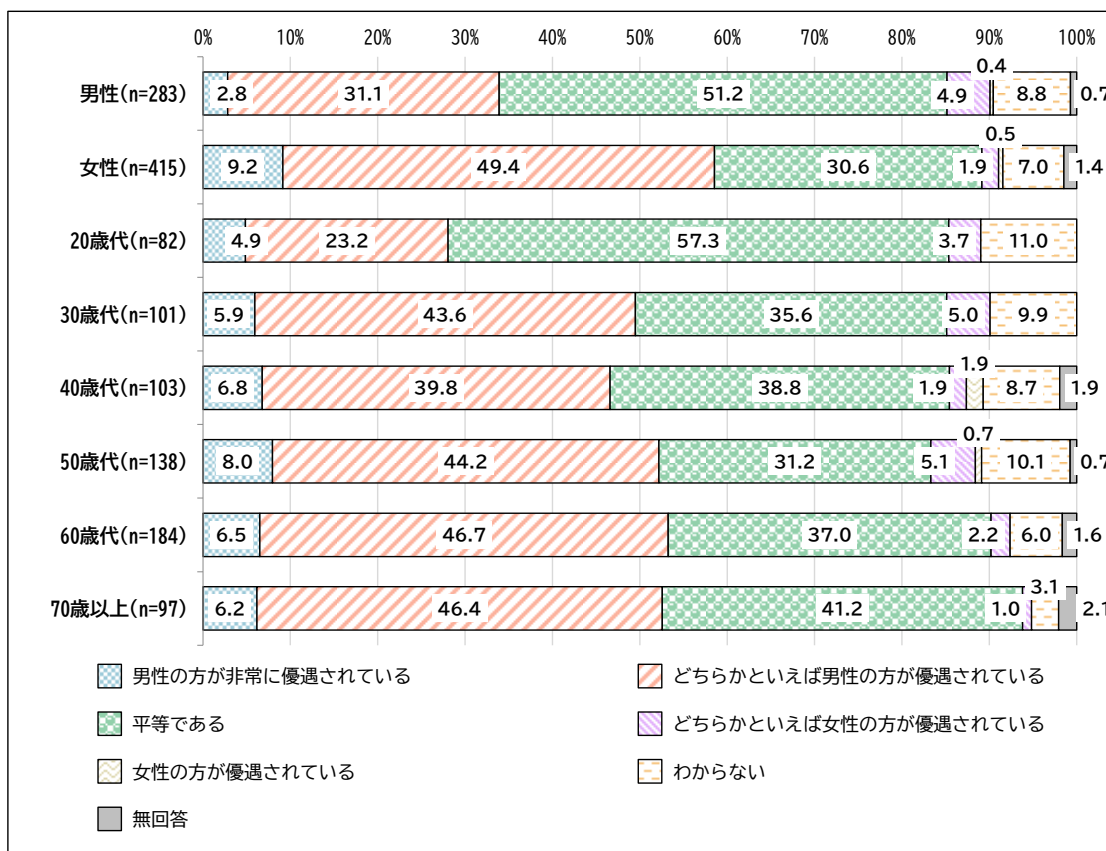
様々な世代で固定的性別役割分担意識を植えつけず押しつけない取組など男女双方の意識を変えていくことが重要です。

【図 3-1】 あなたは、社会のいろいろな面において男女の地位は平等になっていると思いますか。



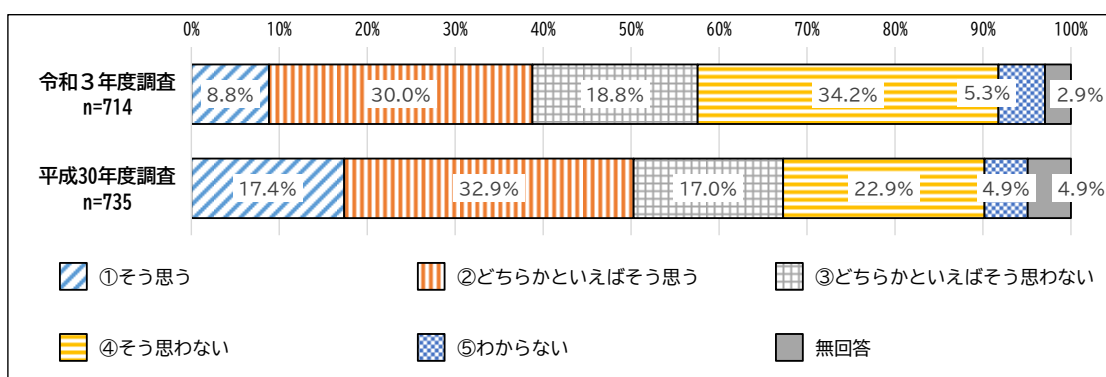
出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査

【図 3-2】 家庭生活では（性別・年代別結果）



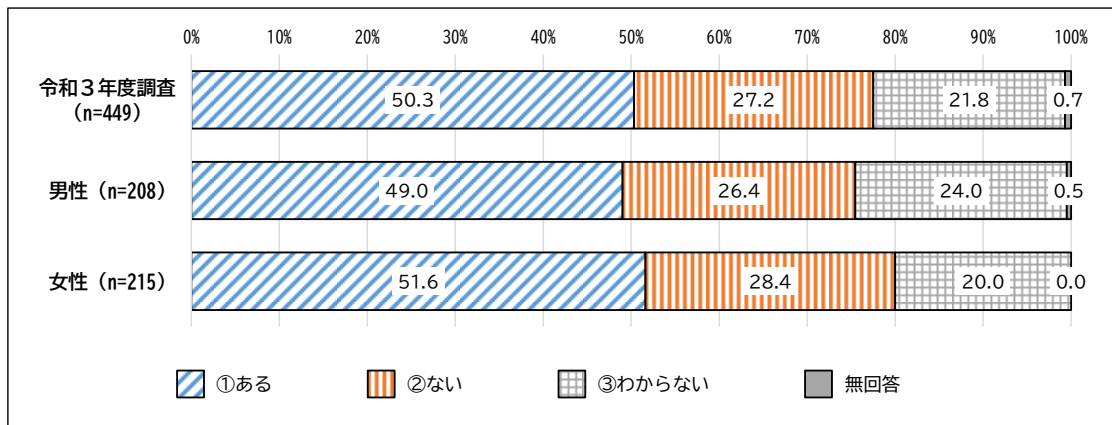
出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査

【図 3-3】 あなたは、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方についてどう思いますか。

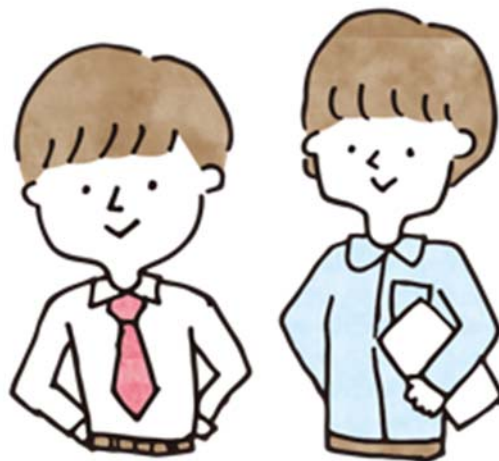


出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査

【図 3-4】 あなたは、「女の子はおとなしくしなさい」「男の子のくせに泣くな」などと言われたことはありますか。(中学生に向けた意識調査より)



出典：令和3年度男女共同参画社会づくりのための菊池市民意識調査



(1) 男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進

男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を促進します。また、市民に対する適正な情報提供と啓発を推進するために、男女共同参画に関する現状を調査し、国や県、市などの情報収集・提供を行います。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
51	広報・啓発活動の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会」の理念や内容について、広報紙・ホームページなどを通じてわかりやすい広報や、市民を対象に講演会・講座・セミナー・出前講座などを開催し、意識啓発に努めます。 ・男女共同参画情報誌の作成・配布により、男女共同参画に関する取組や情報を提供します。 	人権啓発・ 男女共同参画推進課 市長公室
52	ともに社会を担う意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識の解消や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消について周知・啓発を推進します。 	人権啓発・ 男女共同参画推進課
53	市の刊行物などの表現への留意	<ul style="list-style-type: none"> ・市の刊行物や庁内各課において作成配布される印刷物などにおいて、性差別をはじめとした、あらゆる差別につながる表記や、誤解を招く表記をしないように十分に配慮して作成します。 	市長公室 関係各課
54	市民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の改定時など、定期的に市民に対する意識調査を実施し、市民意識の実態把握と啓発成果の検証に努めるとともに、調査結果の公表を行います。 	人権啓発・ 男女共同参画推進課
55	取組情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を取り巻く状況に対応した国・県・市の統計調査や取組状況についての情報収集及び情報提供を行います。 	人権啓発・ 男女共同参画推進課

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

幼児期・学齢期の教育は、次世代の親を育てる教育とも言え、発達段階に応じた男女平等の視点にたった教育・学習を推進することが重要であるため、子どもに対して性別にとらわれない人権尊重に基づく教育を実施するとともに、子どもと接する保育・教育関係者に対する研修の促進を行います。

また、男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
56	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からの発達段階に応じて、人権の尊重や男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての教育・学習を推進します。 	子育て支援課 学校教育課
57	保育・教育関係者に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育園等における男女共同参画の推進を図るため、教職員をはじめとする保育・教育関係者が、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、話し合いの場づくりと研修機会の確保に努めます。 ・個人の能力が最大限に発揮できる職場環境を確保するため、「仕事と子育て」と「仕事と家庭」の両立を実現させるよう、保育・教育関係者が積極的に推進します。 	子育て支援課 学校教育課
58	多様な選択を可能にする指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が将来の進路や仕事、結婚、家庭生活など、生き方について多様な選択ができるよう、指導の充実を図ります。 ・総合的な学習の時間での職場体験学習などの実施により、主体的な選択能力や就業における基礎的・汎用的能力の育成を図ります。 	学校教育課

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
59	学校環境の見直し	・学校環境や日常の教育活動の点検・見直しを図るとともに、各種便りや授業参観・懇談会等、家庭や地域と連携して啓発活動に努めます。	学校教育課
60	命の教育としての性教育の充実	・保健学習を通じて、互いを尊重し行動できるよう人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、同性や異性との人間関係や現在及び将来の生活において直面する性に関する諸問題に対して、適切な意思決定や行動ができるように性教育を充実します。	学校教育課 健康推進課
61	男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	・各種子育て講座など、男女共同参画意識を高める学習機会の提供を図ります。また、動画配信講座を実施するなど、学習機会の充実に努めます。	中央公民館 子育て支援課
62	生涯学習に対する情報の収集・提供及び参加促進	・市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報の収集に努め、年2回生涯学習講座案内を全世帯に配付し、情報提供を推進します。 ・魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮、動画配信講座を実施するなど、参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課 中央公民館
63	人権に関する学習と理解の促進	・人権を尊重するという視点で性について認識や理解を深めることができるように、人権に関する各種講演会や、リーフレット等による啓発を推進します。	人権啓発・ 男女共同参画推進課
64	家庭教育・社会教育における学習機会の充実	・「男女共同参画週間」にちなんで、庁内等に特設コーナーを設置し、男女共同参画について市民が理解を深めるための学習機会を提供します。	人権啓発・ 男女共同参画推進課

【数値目標】

No.	管理指標	基準値 (R2年度)	目標 (R8年度)
10	「男女共同参画社会基本法」を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合	74.0% (R3年度実績)	90.0%
11	「男女共同参画専門委員相談」を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合	27.7% (R3年度実績)	50.0%
12	「女性相談員」を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合	38.8% (R3年度実績)	50.0%
13	男女共同参画講座・研修等の参加者数	683人	800人



重点目標4 推進体制の充実



男女共同参画計画を総合的かつ効果的に推進するためには、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。特に住民に一番身近で重要な役割を果たす市と県が連携体制を強化して、地域に根差した取組を進める必要があります。

市の実施するすべての施策に男女共同参画の視点を組み入れ、男女共同参画社会の実現に向けて推進されるよう庁内の体制の充実を図ります。

また、本計画を具体的に進めていくためには、行政だけでなく市民一人ひとりの意識改革が必要です。そのためにも社会のあらゆる場での市民それぞれの自主的な取組が促進されるよう、環境を整備するとともに、市民や各種団体、事業者などとの協力体制を構築し、施策の効果的な実施に向けた取組を推進します。

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成を促進させるためには、あらゆる分野にわたる全庁的施策に男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。そのためには、市職員の男女共同参画についての理解を深め、それぞれの施策に男女共同参画の視点を反映できるように庁内の連携強化と市職員への意識啓発の充実が重要となります。また、庁内での取組が市民や事業者の取組の参考事例となるよう、女性管理職の登用や男性職員の育児休業の取得率向上などの取組促進が求められています。

(1) 市の推進体制の強化

本計画を着実に実行するため、年次的な具体的行動プログラムを策定し、施策の計画的な推進を図るとともに、庁内推進会議を充実させます。また、男女共同参画に関する職員研修の充実により市職員の能力向上を図ります。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
65	職員等の意識啓発及び推進体制の強化	・様々な立場の職員に向けて、個別のテーマに沿った男女共同参画に関する研修等を実施して、職員の更なる意識啓発を図ります。	人権啓発・男女共同参画推進課

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
66	庁内推進会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・庁議や政策調整会議にて報告を行うとともに、関係課と連携、調整を行いながら、総合的企画及び効果的な施策の推進を図ります。 	人権啓発・ 男女共同参画推進課
67	計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、計画に基づく施策の実施状況を確認し、「菊池市男女共同参画審議会」において、その状況を報告し、計画の着実な推進を図ります。 ・本計画に基づく年度ごとの具体的な行動とその目標を定めた行動プログラムを策定し、施策の計画的な推進を行います。 	人権啓発・ 男女共同参画推進課
68	女性職員に対する能力向上のための研修機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の人材(人財)育成のために研修を行い、女性のキャリア開発に努めます。 ・県等の主催する女性職員を対象とした研修会への参加を推進します。 	人権啓発・ 男女共同参画推進課 総務課
69	男性職員に対する育児休業取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「菊池市特定事業主行動計画」に基づき、育児休業制度について周知を図ると共に、男性職員が育児休業制度を活用しやすいような職場環境となるよう、市職員の意識啓発に努めます。 	人権啓発・ 男女共同参画推進課 総務課
70	市役所内における女性管理職登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・性別に関わらず、職員の能力と適性に応じた人事管理を行います。 	総務課

(2) 国・県・市民・各種団体等との連携

国・県・他市町村や市民・関係機関・各種団体とのネットワークの構築を推進します。

No.	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
71	男女共同参画のための推進体制の整備	・男女共同参画社会の形成に向けて、市民や学識経験者で構成する「菊池市男女共同参画審議会」との協働を図り、市民の声が施策に的確に反映されるように努めます。	人権啓発・男女共同参画推進課
72	国・県・他市町村や市民・各種団体との連携	・男女共同参画社会の実現に向けて、国・県・他市町村や関係機関・各種団体とのネットワークの構築に努めます。 ・菊池市女性団体代表者会と協働で事業を行い、学習や交流の機会を設けます。	人権啓発・男女共同参画推進課

【数値目標】

No.	管理指標	基準値 (R2年度)	目標 (R8年度)
14	市の男性職員の育児休業取得率	0.0%	15.0%
15	市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	55.6%	80.0%
16	市の管理職（課長以上）に占める女性職員の割合	16.9%	30.0%
17	市の監督職（係長以上）に占める女性職員の割合	25.0%	30.0%

参考資料

1 用語解説

	用語	解説
あ	育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	育児や家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のために定められた法律。
	SDGs (持続可能な開発目標)	2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。
	LGBTQ	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(こころの性とからだの性の不一致)、クエスチョニング(性的指向・性自認が定まっていない)の頭文字をとったものであり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称の1つとして用いられている。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定。
	菊池市男女共同参画計画	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画行政の総合化、効率化を図るため、計画の目標や理念を明示し、具体的に施策の方向や内容を提示するために、菊池市が策定している計画。
	菊池市男女共同参画推進条例	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業所の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本となる事項を定めることにより、総合的計画的に推進することを目的として制定。

	用語	解説
か	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。
さ	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
	JK ビジネス	女子高校生等による接客サービスを売り物とする営業形態であり、高収入アルバイトへの応募をすると性的サービスを要求されることや、性暴力・ストーカー行為にあうなどの被害にあう危険性が高いアルバイト。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別：ジェンダー」という。
	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	女性の職業生活における活躍を推進し実現するため、採用や昇進等への積極的登用、仕事と家庭生活の両立のための環境整備などの基本原則を定め、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す法律。
	女性相談員	女性相談員並びに母子・父子自立支援員の職務であり、権利擁護・啓発、ひとり親家庭への自立支援、DV等被害女性への支援など女性の生きづらさへの総合支援活動を役割としている。【窓口：子育て支援課】
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることを定める。
	性的指向・性自認	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象に向かうのかを示す概念。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

	用語	解説
さ	性的マイノリティ	同性愛者、性同一性障害の当事者や自己の性別に違和感を覚える人。性的少数者、セクシュアル・マイノリティともいう。
	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。
た	男女共同参画社会基本法	「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている法律。
	男女共同参画専門委員相談	男女共同参画の取組や、推進に影響を及ぼすと思われることや、性別による差別的取扱い・男女間における暴力・セクシャルハラスメント等の人権侵害に対する相談や苦情に対して、専門の委員（弁護士・カウンセラー）が相談に応じる。【窓口：人権啓発・男女共同参画推進課】
	男女雇用機会均等法 （雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）	職場において、男女に平等に機会が与えられ、待遇が確保されることを目指す法律。また、女性労働者に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的としている。
	デートDV	交際相手等親しい関係にあるカップル間で起こる暴力。
	ドメスティック・バイオレンス （DV）	配偶者や恋人など、親しい関係にある人からの暴力。なぐる、けるなどの身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする心理的暴力や、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形がある。
ま	無意識の思い込み （アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
ら	リプロダクティブヘルス/ライツ	性と生殖に関する健康/権利。女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

2 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

■ 菊池市男女共同参画計画

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が

男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができ

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

■ 菊池市男女共同参画計画

附 則 （平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3 熊本県男女共同参画推進条例

(平成 13 年 12 月 20 日条例第 59 号)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認

められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

■ 菊池市男女共同参画計画

(県民の責務)

第 10 条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 11 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第 12 条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第 13 条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第 14 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第 15 条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 16 条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第 17 条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第 18 条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第 19 条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第 20 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第 22 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第 23 条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第 13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。
- 3 知事は、第 1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第 2 項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第 24 条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 25 条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
 - (2) 第 23 条第 1 項の苦情の処理に関する事項
 - (3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べるることができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第 27 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 15 条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

4 菊池市男女共同参画推進条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 8 号)

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化する中であって、市民一人ひとりが人として尊重される真に豊かで活力のある菊池市の実現のために重要な課題であります。

本市は、個人の尊厳と法の下での平等をうたう日本国憲法の理念にのっとり、人権問題に積極的に取り組むとともに、男女共同参画社会を目指す行動計画の策定や、農業・農村男女共同参画推進事業の実施など、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を進めています。

しかしながら今なお、性別による固定的な役割分担意識や、男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在し、配偶者等からの暴力に悩む市民がいることや、市民の意識に男女の不平等感があるなど、真の男女平等の達成にはまだ多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画を更に進めていくことが求められています。

このような認識の下に、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与

える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重
男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないこと。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
男女が、社会の対等な構成員として、市及び事業者における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮
男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調
男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。

(実現すべき姿)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念という。」)にのっとり、市、市民及び事業者は、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家族一人ひとりがお互いの個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭
 - イ 家族が共に協力し、家事、子育て及び家族の介護を担い合う家庭
 - ウ 配偶者間における身体的、精神的、性的及び経済的な苦痛を与える暴力的な行為がなく、家族一人ひとりがお互いの人権を認め合う家庭

- (2) 職場において実現すべき姿
- ア 採用、配置、賃金、昇進等についての男女格差が解消され、個人の意欲、能力、個性等が十分に発揮できるいきいきとした職場
 - イ 男女がともに育児、介護等の休業が取得でき、長時間労働のない職場環境が確保され、仕事と家庭が両立できる職場
 - ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場
 - エ 男女が方針の決定とともに参画できる職場
- (3) 学校において実現すべき姿
- ア 性別のみにとらわれず、個性と能力が尊重される教育が推進される学校
 - イ 人権教育が進み、人を思いやる心が育つ学校
- (4) 地域社会において実現すべき姿
- ア 性別による固定的な役割分担意識を反映し、男女共同参画社会形成の支障となる慣習やしきたりのみにとらわれず、男女がともに意思決定に参画できる地域
 - イ 男女の人権が尊重され、対等に地域活動に参画し、それぞれの能力が発揮できる魅力ある地域

(市の責務)

- 第5条 市は、市の重点施策として、基本理念ののっとり、男女共同参画推進施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画推進施策を策定し、及び実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念ののっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念ののっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる環境を整備するように努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、男女間における身体的、精神的、性的及び経済的な苦痛を与える暴力的な行為及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する表現への配慮)

- 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進

(計画の策定等)

- 第10条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定し、これを公表しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、広く市民の意見を反映させるとともに、菊池市男女共同参画審議会に意見を求めなければならない。
- 3 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(調査研究)

- 第11条 市は、男女共同参画推進施策の策定において必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

- 第12条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制を整備するとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

- 第13条 市は、男女が共に職業生活と家庭生活等を両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(教育の推進及び生涯学習の支援)

- 第14条 市は学校教育、家庭教育及び社会教育その他のあらゆる教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育の充実のための必要な措置を講ずるとともに、市民の男女共同参画に関する生涯学習を支援するものとする。

(積極的改善措置)

- 第15条 市は、審議会等を設置するに当たり、条例等に委員の数が男女のいずれかに偏らないように比率を定めるなど、できるだけ男女が共に政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するものとする。
- 2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するように努めるものとする。

■ 菊池市男女共同参画計画

(啓発活動)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成の促進において、市民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

(農林業における男女共同参画の推進)

第17条 市は、農林業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第18条 市民又は事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市民は、第8条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、市長に相談を申し出ることができる。

3 市長は、前2項に規定する苦情又は相談の申出について、迅速かつ適切に処理するための機関を設置するとともに、必要に応じて、関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

第3章 菊池市男女共同参画審議会

(設置)

第19条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、菊池市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第20条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内で組織し、男女いずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (令和3年条例第38号)

この条例は、令和3年12月28日から施行する。

5 菊池市男女共同参画推進条例施行規則

(平成 17 年 3 月 22 日規則第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、菊池市男女共同参画推進条例(平成 17 年条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の処理)

第 2 条 条例第 18 条第 3 項に規定する機関として、男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

- 2 専門委員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 市長は、専門委員が心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき、又は専門委員に職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。
- 4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門委員は、再任されることができる。

(職務等)

第 3 条 専門委員の職務は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 条例第 18 条第 1 項の規定による苦情の申出について、調査し、必要に応じて市長に対し説明及び関係資料等の提出を求め、必要があると認めるときは、勧告等を行うこと。
- (2) 条例第 18 条第 2 項の規定による相談の申出について、調査し、必要に応じて関係者に対し、その協力を得た上で資料の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うとともに、市長に対して勧告するよう求めること。
- (3) 前 2 号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 専門委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。
 - (1) 職務の執行の方針に関する事項
 - (2) 職務の執行の計画に関する事項
 - (3) その他専門委員が合議により処理することが適当であると認められる事項
- 4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第 4 条 条例第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による申出は、書面(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、

専門委員が特別の理由があると認めるときには、口頭ですることができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、専門委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)その他法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則に基づく専門委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 専門委員は、条例第 18 条第 2 項の規定による申出が、当認申出の原因となった事実の発生の日から 1 年を経過した日以降に行われたときは、当該申出については調査しないものとする。ただし、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 専門委員は、前 2 項の規定により調査をしないときは、その旨及び理由を書面(様式第 2 号)により当該申出を行った者に通知するものとする。

(調査を行う場合の通知)

第 6 条 専門委員は、条例第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による申出について、調査を行おうとするときは、市長又は関係者に対し、その旨を書面(様式第 3 号)により通知するものとする。ただし、同項の規定による申出について相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

- 2 専門委員は、第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により市長又は関係者に対し説明及び関係資料の提出を求めるときは、書面(様式第 4 号及び様式第 5 号)により依頼するものとする。

■ 菊池市男女共同参画計画

(調査結果等の通知)

- 第7条 専門委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し書面（様式第6号）により通知するものとする。この場合において、第3条第1項第1号の勧告等又は同項第2号の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。
- 2 専門委員は、第3条第1項第1号の勧告等又は同項第2号の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を速やかに前条第1項の規定により調査開始の通知をした市長又は関係者に対し、書面（様式第7号）により通知するものとする。

(勧告、意見表明及び助言)

- 第8条 専門委員は、第3条第1項第1号の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、市長に対し書面（様式第8号）にて同号の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。

(助言、是正の要望等)

- 第9条 専門委員は、第3条第1項第2号の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、書面（様式第9号）により交付するものとする。
- 2 第3条第1項第2号の是正の要望等は、書面（様式第10号）により行うものとする。
- 3 専門委員は、市長に対して第3条第1項第2号の勧告を求めるときは、書面（様式第11号）により行うものとする。
- 4 市長は、前項により勧告を求められた場合において、必要があると認めるときは、書面（様式第12号）により勧告するものとする。

(是正その他の措置の報告)

- 第10条 専門委員は、第8条の勧告、意見表明又は助言を行ったときは、市長に対し是正その他の措置について、相当の期限を設けて書面（様式第13号）にて報告を求めるものとする。

(処理状況の報告)

- 第11条 専門委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等について、市長に報告するものとする。

(審議会の会長等)

- 第12条 条例第19条に規定する菊池市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第13条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

- 第14条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

- 第15条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画推進課において処理する。

(その他)

- 第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第5号）

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

6 菊池市男女共同参画審議会委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	倉田 賀世	熊本大学	
2	藤江 房行	区長協議会	
3	米村 俊春	農業委員会	
4	松永 信子	女性団体代表者会	
5	五島 弘二	市PTA連絡協議会	
6	村上 仁美	市内小中学校長会	
7	樋口 和代	商工会	
8	山田 朱美	民生児童委員協議会連合会	
9	工藤 清子	市民代表（一般公募）	会長
10	内田 利美	市民代表（一般公募）	
11	原 誠也	市民代表（一般公募）	副会長

7 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	世界の動き	国の動き	熊本県の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1979年 (昭和54年)	第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1985年 (昭和60年)		「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)		「育児休業法」の公布	
1994年 (平成6年)		男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	男女共同参画社会形成のための総合的指針「ハーモニープランくまもと」策定
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	「熊本県農山漁村女性ビジョン」策定
1996年 (平成8年)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定	環境生活部に男女共同参画課設置
2001年 (平成13年)		男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 第1回男女共同参画週間「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」策定「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	男女共同参画推進条例施行 男女共同参画センター開設

年	世界の動き	国の動き	熊本県の動き
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布・施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置
2004年 (平成16年)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「DV防止法」改正（DV定義を拡大等）	
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2006年 (平成18年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	総務部に男女共同参画・パートナーシップ推進課移管 「第2次熊本県男女共同参画計画」（ハーモニープランくまもと21）策定 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡ～ステップアッププラン～」策定
2007年 (平成19年)		「DV防止法」改正（保護命令制度の拡充） 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定
2009年 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	
2011年 (平成23年)	UN Women 正式発足		環境生活部に男女参画・協働推進課移管 「第3次熊本県男女共同参画計画」（ハーモニープランくまもと21）策定 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅢ～ステップアッププラン～」策定

■ 菊池市男女共同参画計画

年	世界の動き	国の動き	熊本県の動き
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「DV防止法」改正（同居する交際相手からの暴力及びその被害者も対象） 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる	
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」策定
2015年 (平成27年)	国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布 「第4次男女共同参画計画」閣議決定 安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定
2016年 (平成28年)		女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	「第4次熊本県男女共同参画計画」策定 「熊本県女性の活躍推進計画」策定
2017年 (平成29年)		刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	男女共同参画センター業務を指定管理者へ一部委託
2019年 (令和元年)	G20 大阪首脳宣言	「女性活躍推進法」改正（行動計画策定義務拡大、ハラスメント防止対策強化） 「DV防止法」改正（DV被害者の支援と児童虐待対応との連携の強化）	「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第4次）」策定
2020年 (令和2年)	国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	「第5次男女共同参画基本計画」策定 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定	「女性活躍サミット2020」開催
2021年 (令和3年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	「第5次熊本県男女共同参画計画」策定

8 男女共同参画に関する菊池市の取組

■2004(平成 16)年度

- 平成 17 年 3 月 22 日合併（旧菊池市、旧七城町、旧旭志村、旧泗水町）
- 「菊池市男女共同参画推進条例」の制定
- 男女共同参画専門委員相談を開始
- 男女共同参画審議会を設置
- 総務部人権啓発課男女共同参画推進室を設置

■2006(平成 18)年度

- 総務部男女共同参画推進室を設置
- 男女共同参画に関する市民意識調査の実施
- 「菊池市男女共同参画計画」（平成 18～21 年度）の策定

■2009(平成 21)年度

- 男女共同参画に関する市民意識調査の実施
- （第 2 次）「菊池市男女共同参画計画」（平成 22～26 年度）の策定

■2010(平成 22)年度

- 総務部男女共同参画推進課を設置
- 菊池市男女共同参画宣言都市推奨事業の開催、男女共同参画都市を宣言

■2014(平成 26)年度

- 男女共同参画に関する市民意識調査の実施
- （第 3 次）「菊池市男女共同参画計画」（平成 27～令和 3 年度）の策定

■2018(平成 30)年度

- 男女共同参画に関する市民意識調査の実施
- （第 3 次）「菊池市男女共同参画計画」中間見直し

■2020(令和 2)年度

- 機構改革により、人権啓発課と男女共同参画推進課が統合し、人権啓発・男女共同参画推進課に名称変更

■2021(令和 3)年度

- 男女共同参画に関する市民意識調査の実施
- （第 4 次）「菊池市男女共同参画計画」（令和 4 年度～8 年度）の策定

菊池市男女共同参画都市宣言文

わたしたちは 輝く未来を創りたい

一人ひとりが

性別や年齢・国籍にとらわれることなく

人権を尊重し支え合い

家庭に 職場に 学校に 地域社会に

対等に参画し

喜びをわかち合い 責任を担い合おう

経験の違いを越え

だれもが自分らしく いまを喜びを

実感できるまちをめざして

わたしたち菊池市民はここに

男女共同参画都市を宣言します

平成二十二年十一月二十日

(第4次)菊池市男女共同参画計画

2022(令和4)年3月

編集・発行 菊池市総務部 人権啓発・男女共同参画推進課

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地

Tel:0968-25-7210 Fax:0968-25-5720

e-mail:danjo@city.kikuchi.lg.jp

